

《仮訳》

森林減少フリー製品に関する規則(EU)2023/1115 のガイダンス文書

公表日：2026年5月4日

本仮訳は、参照用として、欧州委員会の公表資料を仮訳したものであるため、最終的な内容の確認はその原文において行われるようお願いいたします。なお、本仮訳が原文と相違する場合は、すべて原文が優先します。

※原文については下記リンク先を参照してください。

https://green-forum.ec.europa.eu/publications/guidance-document-regulation-eu-20231115-deforestation-free-products_en

森林減少フリー製品に関する規則(EU)2023/1115 のガイダンス文書^{1,2}

目次

1.	「上市する」、「市場において入手可能にする」及び「輸出」の定義	3
a)	上市する	4
b)	市場において入手可能にする	4
c)	輸出	5
2.	「事業者」、「下流の事業者」、「零細・小規模一次事業者」及び「取引業者」の定義	5
a)	事業者	6
b)	零細・小規模一次事業者	7
c)	下流の事業者	8
d)	取引業者	8
3.	発効日及び適用時期	9
4.	デュー・ディリジェンス	11
a)	リスク評価及びリスク低減(第 10 条及び第 11 条)	12
b)	無視できるリスク	14
c)	零細・小規模一次事業者の義務	14
d)	下流の事業者及び取引業者の義務	15
e)	簡素化されたデュー・ディリジェンス、すなわち、低リスク国からの調達	15
f)	企業サステナビリティ・デュー・ディリジェンス指令と強制労働製品禁止規則 (FLR)との関係	16
5.	「サプライチェーンの複雑さ」に関する説明	17
6.	合法性	18

¹ 本ガイダンス文書のいかなる事項も、記載された文書への直接的参照に取って代わるものではない。また、欧州委員会は、本書における誤り又は記載によって損失又は損害が生じたとしても、これに対する責任を一切負わない。本規則の解釈について最終的な判断を下すことができるのは、欧州司法裁判所のみである。

² OJ L 150, 9.6.2023, p.206-247. [ELI:http://data.europa.eu/eli/reg/2023/1115/oj](http://data.europa.eu/eli/reg/2023/1115/oj)

a)	生産国の関連法規.....	18
b)	合法性に関するデュー・ディリジェンス.....	19
7.	製品範囲.....	22
a)	明確化 - 包装及び包装材料.....	22
b)	明確化 - 廃棄物及び回収・再生製品.....	23
8.	デュー・ディリジェンス・システムの定期的な維持管理.....	25
9.	複合製品.....	26
10.	リスク評価及びリスク低減における認証スキーム及び第三者検証スキームの役割....	27
a)	認証及び第三者検証スキームの役割.....	28
b)	背景情報.....	30
11.	農業利用.....	32
1.	はじめに.....	32
2.	農業利用を目的としない土地への森林の転用の明確化.....	33
3.	「森林」の定義.....	34
4.	「農業利用」の定義及び例外.....	34
a)	農業目的の明確化.....	35
b)	主たる土地利用の明確化.....	36
c)	「農業用プランテーション」の定義.....	37
d)	「アグロフォレストリー・システム」の明確化.....	37
5.	同一区域内に複数の土地利用形態がある場合の土地利用の明確化及び土地登記簿及び地籍図の利用.....	38

はじめに

森林減少及び森林劣化に関する特定の産物及び製品を EU 市場において入手可能にすること及び EU から輸出すること、並びに規則(EU)No 995/2010 の廃止に関する規則(EU)2023/1115(以下「EUDR」という。)の第 15 条 5 項は、本規則の統一的な実施を促進する目的で、欧州委員会がガイドラインを策定することができる旨を定めている。

本ガイダンス文書の目的は、EUDR の特定の側面に関する情報を提供することにある。法的義務を生じさせるような EUDR の規定の差替え、追加又は修正を行うものではない。本ガイダンス文書は単独で考慮されるべきものではない。すなわち、当該法規と併せて参照されるべきであり、「独立した」参照として使用してはならない。

とはいえ、本ガイダンス文書は、EUDR を遵守しなければならない人々にとって有用な参考資料である。すなわち、法規の特定の部分をより明確化しているため、事業者及び取引業者の指針となり得る。また、EUDR を実施・施行する過程において、各国の管轄当局や執行機関、裁判所の指針にもなり得る。

本文書で取り上げた課題は、各加盟国において指名された代表者と協議し、その協力により作成されたものである。EUDR の適用においてより多くの経験が得られれば、さらなる課題に対処することも可能となり、その場合には、本ガイダンス文書もそれに応じて改訂される。

本ガイダンス文書で取り上げるすべての課題については、本規則の前文 43 項に従っており、本規則の定義は、国連食糧農業機関(FAO)、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)、国連環境計画(UNEP)、国際自然保護連合(IUCN)によって策定されたことに留意すべきである。

本ガイダンス文書の第三版は、適用のタイムラインや事業者及び取引業者にとっての規定の正確性に関する記載をより明確化しており、シンプルかつ効率的なデュー・ディリジェンス及び追跡可能性を促進するものである。本文書を読む際は、幅広いステークホルダーからの質問に対応する追加の事例や解説を記載した「よくある質問集」を併せて参照されたい。

比例原則は、EU 法の一般原則の一つであり、EU 法規の解釈及び施行に適用される³。これには、条約の関連規定も考慮に入れた、各加盟国による EU 法の規定の施行が含まれる。

1. 「上市する」、「市場において入手可能にする」及び「輸出」の定義

関連法規：EUDR - 第 2 条 - 定義、第 4 条 - 事業者の義務、第 4a 条 - 零細・小規模一次事業者向けの簡素化された制度、第 5 条 - 下流の事業者及び取引業者の義務

第 4 条及び第 4a 条に基づき適用される事業者の義務、並びに第 5 条に基づき適用される下流の事業者の義務は、関連製品の「上市」若しくは「輸出」が意図されている場合又は「上市」若しくは「輸出」される場合に適用される。第 5 条に基づき適用される取引業者に対する義務は、関連産物又は関連製品が「市場において入手可能」になることが意図されている場合、又は「市場において入手可能」な場合に適用される。

³ 実施に関する詳細については、下記の「よくある質問集」を参照されたい。
[森林減少に関する規則の実施 - 欧州委員会 \(europa.eu\)](https://europa.eu)

シナリオの概要は、事業者、下流の事業者及び取引業者が、関連製品をEU市場に上市する若しくは市場において入手可能にする際、又はこれをEU市場から輸出する際に負う義務を説明するものであり、EUDR のサプライチェーン概略図に記載されている。

a) 上市する

第2条16号に基づき、関連産物又は関連製品が**初めて** EU市場において入手可能になった場合に、「上市」したことになる。関連産物又は関連製品のうち、既にEU市場に上市しているものは、ここでは対象外である。「上市」の概念は、製品の種類ではなく、個々の各関連産物又は関連製品を指すもので、単体として製造されたか、又は連続したものとして製造されたかを問わない。

b) 市場において入手可能にする

第2条18号に基づき、関連製品は**以下のように供給**された場合に、「市場において入手可能に」なったことになる。

- **EU市場における、頒布、消費又は使用のため** - 関連産物又は関連製品が、EU域内で収穫若しくは生産され、又はEU域内に輸入され、自由な流通のために税関を通過したことによって、EU域内に物理的に存在しなければならないことを意味する。EU域内に輸入された関連製品に関しては、EUの関税領域内に入り、自由な流通のために税関を通過するまでは、「EUの商品」としての地位を獲得することにはならないためである。自由な流通のための税関の通過以外の他の税関手続き(例えば、保税倉庫、再輸出加工、一時輸入、通過など)を受ける関連製品は、EUDRにおける上市とはみなされない。及び
- **商業活動の過程で** - 第2条19号で定義したビジネスに関連した状況で行われる活動を意味する。商業活動は、対価が支払われる場合も無償の場合もある。営利目的でない消費者への供給及び対価の支払いがない活動は、いずれもEUDRの適用範囲内である(例えば、寄付又はプロボノ活動など)。私的な使用及び消費はEUDRの適用範囲外であるため、本規則は営利目的でない消費者には要件を課していない。

したがって、「市場において入手可能にする」とは、取引業者が(i)頒布、消費又は使用のため、かつ(ii)その商業活動の過程で、関連製品をEU市場において供給した状況をいうと理解すべきである。

また、「上市する」とは、事業者が(i)頒布、消費又は使用のために、(ii)初めて、かつ(iii)その商業活動の過程で、関連製品をEU市場において入手可能にする状況をいうと理解すべきである。

「事業者」、「零細・小規模一次事業者」、「下流の事業者」(EUDR第2条15号、15a号及び15b号)及び「商業活動の過程で」(EUDR第2条19号)の定義を組み合わせると、

- a) 営利目的か、非営利目的かを問わず消費者に対する頒布のため(例えば販売目的又は無償で)
- b) 加工の目的で、又は
- c) 自社の事業に使用するために

関連製品を上市するいずれの者も EUDR の対象となる。

したがって、「**関連製品が市場に入る**」とは、関連製品が同時に以下に該当するときに生じると理解すべきである。

- 自由な流通のために税関手続きで申告された際、EU 市場に上市することが意図されること。自由な流通のために税関を通過した製品のみが、EU 市場に上市したとみなされ、それ以外の他の税関手続き(例えば、保税倉庫、再輸出加工、一時輸入など)は、EUDR の適用範囲外である。及び
- EU 市場に上市すること、すなわち「商業活動の過程で」供給すること(B2B 及び B2C)が意図されていること。
- EU の関税領域内での私的な使用又は消費(C2C)を直接意図した製品(例えば、個人が自己の私的な使用又は消費のために、旅行の際、EU 域外からそうした製品を持ち込む場合)は、EUDR の対象外である。

c) 輸出

第 2 条 37 号における「輸出」とは、規則(EU)No 952/2013⁴の第 269 条に規定する税関輸出手続きを指し、EU の関税領域から持ち出される EU の商品を指す。

規則 952/2013 の第 269 条には、輸出手続きは以下のものには適用されないと記載されている。(a)再輸入加工手続きの下に置かれた物品、(b)一時停止措置の下に置かれた後、EU の関税領域から持ち出された物品、(c)航空機又は船舶の仕向地にかかわらず、航空機又は船舶の供給品として、付加価値税又は物品税が免除された状態で引き渡され、当該供給の証明が必要とされる物品、(d)再輸出加工手続きの下に置かれた物品、(e)規則 952/2013 の第 155 条に従って、EU の関税領域外に一時的に移された物品。

規則 952/2013 の第 270 条に規定される再輸出は、EUDR の適用範囲外である。この点で、再輸出とは、関連産物又は関連製品が「EU の商品」の地位を獲得しておらず、例えば再輸出申告などの提出を行った後に EU の関税領域から持ち出されることを意味する。

したがって、「関連製品が市場から出る」とは、関連製品が商業活動の過程で、「輸出」という税関手続きの下に置かれた際に生じる状況をいうと解される。

2. 「事業者」、「下流の事業者」、「零細・小規模一次事業者」及び「取引業者」の定義

関連法規：EUDR - 第 2 条 - 定義、第 7 条 - 第三国で設立された事業者による上市

ある自然人又は法人が事業者、下流の事業者、又は取引業者のいずれに該当するかは、各関連製品ごとに判断する必要がある。当該者が複数の関連製品を上市し、輸出し、かつ/又は市場において入手可能にする場合には、各製品のサプライチェーンにおける位置に応じて、同時に複数の役割を担うことがある。

⁴ EU 関税法典を規定する 2013 年 10 月 9 日付欧州議会及び理事会規則(EU)No 952/2013(OJ L 269, 10.10.2013, p.1)。

a) 事業者

第2条15号に基づくと、**事業者**とは以下の自然人又は法人をいう。

- 商業活動の過程で
- 関連製品を上市し又は輸出する者のうち、
- 下流の事業者には該当しない者

事業者を矛盾なく特定するには、EU市場における関連製品の上市方法に基づいて事業者の役割を区別する必要がある、それは当該製品が EU 域内で生産されたか域外で生産されたかによって異なる。

- 第2条14号に従って **EU 域内**で生産された関連製品の場合、事業者とは通常、生産された時点で当該製品を頒布する者をいう。
- **EU 域外**で生産された関連産物又は関連製品の場合
 - 事業者とは、一般に、関連産物又は関連製品が、自由な流通のために税関手続きで申告された際に輸入者として行動する主体をいう。輸入者とは、通関申告書の後述該当するデータ要素に表示される者を指す。
 - データ要素 13 04 000 000 における「輸入者」(委任規則 2015/24463 の付属書 B⁵)
 - EU 税関データモデル(EUCDM)の以前のリリースにおけるデータ要素 DE 3/15
 - 単一行政文書の記入欄 8 の「荷受人」
 - 関連産物又は関連製品が、自由な流通のために税関手続きで申告された際、輸入者として行動する主体が EU 域内で設立されていない場合は、EU 域内で設立され、かつ関連製品を市場において入手可能にする最初の自然人又は法人もまた、事業者とみなされる。すなわち、第2条15号又は15a号に規定される定義に基づく事業者には該当しないものの、第7条に基づいて事業者の義務の対象となる。この要件は、EU 域外で設立された事業者の義務に追加されるものであり、EU 域内に設立された責任ある主体が常にいる状態を確保することを目的としている。
 - 関連製品が「自由な流通のための税関の通過」の税関手続きに付され、最終消費者に直接供給される場合(例えば、オンライン販売や遠隔販売の場合など)、当該消費者(すなわち、自らの取引、事業、職業又は専門以外の目的で行為する自然人)は、たとえ税関申告書に「輸入者」として記載されていたとしても、EUDR 上の事業者には決して該当しない。事業者とは、EUDR 第2条18号及び19号の意味合いにおいて、商業活動の過程で実際に製品を供給する者をいい、例えば製造業者、販売者、オンライン小売業者又はフルフィルメントサービス提供者などがこれに該当する。電子商取引に特有の事項に係る追加情報については、「よくある質問集」を参照されたい。

⁵ EU 関税法典の特定条項に関する詳細規則に関する欧州議会及び理事会規則(EU)No 952/2013 を補足する 2015 年 7 月 28 日付欧州委員会委任規則(EU)2015/2446([OJ L 343, 29.12.2015, p. 1](#))。

- EU 域内に**輸入された**関連製品の場合、「事業者」の定義は、当該製品の所有者の変更及びその他の契約上の取り決めとは無関係である。
- **国内**製品が上市される場合、事業者とは通常、販売時点で当該産物又は製品を所有する者である。ただし、これは契約上の合意の個別の状況に左右され得る。ある者が関連産物の生産を契約相手方に許諾する契約を締結した場合、当該生産を行う契約当事者が、単なる生産行為(例えば、樹木の伐採又は子牛の誕生)によって直接かつ自動的に当該製品の所有者になる場合には、かかる当事者は事業者とみなされる。これは、適用される国内法又は契約が、自然人又は法人が生産後にその所有権を契約相手方に譲渡することを予見している場合は該当しない(参考として、2024年11月21日付判決 C-370/23⁶を参照されたい)。
- EU 域内から**輸出された**関連製品の場合、事業者とは通常、関連製品が税関手続きで申告された際に、輸出者として行動する者である。輸出者とは、通関申告書の該当する後述データ要素に表示される者を指す。
 - データ要素 13 01 000 000 における「輸出者」(委任規則 2015/2446 の付属書 B)
 - EU 税関データモデル(EUCDM)の以前のリリースにおけるデータ要素 DE 3/1
 - 単一行政文書の記入欄 2 の「荷送人/輸出者」。

物流又は技術サポートサービスを提供するサービス提供者(例えば、貨物輸送業者、船積業者、税関代理人など)であって、取り扱う製品に対する所有権又は同様の権利を保有していない者は、製品を上市しない、市場において入手可能にしない、又は市場から輸出しない場合には、本規則の適用上、「事業者」又は「取引業者」のいずれにも該当しない。

事業者の役割及び義務については、EUDR のサプライチェーン概略図及び「よくある質問集」に記載された各シナリオを用いてさらに詳しく説明する。

b) 零細・小規模一次事業者

第 2 条 15a 号に基づくと、**零細・小規模一次事業者**とは、法的形態にかかわらず、それぞれ指令 2013/34/EU 第 3 条 1 項及び 2 項第 1 サブパラグラフの意味合いにおける自然人、又は零細企業若しくは小規模企業であって、EUDR 第 29 条に従い低リスクに分類された国で設立されたもののうち、以下に該当する者をいう。

- i. 関連製品を直接上市し又は輸出する者であって、
- ii. 当該関連製品が、当該国に所在する、関連する土地区画で(牛に関しては、施設で)当該事業者が自ら栽培、収穫、取得し、若しくは飼育したものであり、
- iii. 商業活動の過程で上記を行った者

これには、指令 2013/34/EU 第 3 条 1 項及び 2 項第 1 サブパラグラフに定める 3 つの基準のうち少なくとも 2 つの閾値を超える事業者のうち、関連産物及び関連製品に関する当該会

⁶ ECLI:EU:C:2024:972

計年度の貸借対照表の合計、純売上高並びに平均従業員数の各部分が、かかる 3 つの基準のうち少なくとも 2 つの閾値を超えないことを証明できる者が含まれる。

「零細・小規模一次事業者」という用語は、第 2 条 15 号で規定する「事業者」の定義の一部を構成するものである。本ガイダンス文書においては、別段の定めがない限り、「事業者」に対する言及はすべて「零細・小規模一次事業者」を含むものと解される。

零細・小規模一次事業者の役割及び義務については、EUDR のサプライチェーン概略図及び「よくある質問集」に記載された各シナリオを用いてさらに詳しく説明する。

c) 下流の事業者

第 2 条 15b 号に基づくと、**下流の事業者**とは以下の自然人又は法人をいう。

- 関連製品を用いて製造された関連製品を上市し又は輸出する者であって、
- それら関連製品のすべてがデュー・ディリジェンス・ステートメント又は簡易申告の対象となっており、
- 商業活動の過程で上記を行った者

したがって下流の事業者とは、すべてがデュー・ディリジェンス・ステートメント又は簡易申告の対象となっている他の関連製品を用いて製造された関連製品を上市し又は輸出する者をいう。通常、これは既にデュー・ディリジェンス・ステートメント又は簡易申告の対象となっている他の関連製品(例えば、部品又は原材料など)を用いて製造された、新たな HS コードに分類される関連製品を上市する場合を指すことが考えられる。輸出の場合、下流の事業者の役割は、既にデュー・ディリジェンス・ステートメント若しくは簡易申告の対象とされている関連製品を輸出するのか、又は既にデュー・ディリジェンス・ステートメント若しくは簡易申告の対象とされている他の関連製品(例えば、部品又は原材料など)を用いて製造された関連製品を輸出するのかによって判断される。

例えば、EU 市場でカカオ豆(HS コード 1801 00。対象範囲に含まれる。)を購入し、チョコレートバー(HS コード 1806。対象範囲に含まれる。)を製造してこれを EU 市場に上市し又は EU 市場から輸出するチョコレート製造業者は、下流の事業者であるとみなされる。

下流の事業者の役割及び義務については、EUDR のサプライチェーン概略図及び「よくある質問集」に記載された各シナリオを用いてさらに詳しく説明する。

d) 取引業者

- 第 2 条 17 号に基づくと、**取引業者**とは、事業者又は下流の事業者以外のサプライチェーンに属する、関連製品を市場において入手可能にする者であって、
- 商業活動の過程で上記を行った者をいう。

したがって取引業者は、事業者又は下流の事業者(上記参照)の定義に該当しない法人であって、第 2 条 18 号に定めるとおり、製品を上市するのではなく、単に製品を市場において入手可能にする者をいう。

取引業者の役割及び義務については、EUDR のサプライチェーン概略図及び「よくある質問集」に記載された各シナリオを用いてさらに詳しく説明する。

3. 発効日及び適用時期

関連法規：EUDR - 第1条2項- 主題及び範囲、第37条- 廃止、第38条- 発効及び適用期日

EUDRは2023年6月29日に発効した。事業者、下流の事業者及び取引業者並びに管轄当局に対する殆どの義務(第3条乃至第13条、第16条乃至第24条、第26条、第31条及び第32条に定める義務を含む。)は、適用期日に関する EUDR の規定を改正する規則(EU)2025/2650⁷に従って、**2026年12月30日**から適用される。

2024年12月31日までに(それぞれ指令2013/34/EUの第3条1項又は2項第1サブパラグラフに従って)**零細企業又は小規模企業**として設立された事業者の場合、第3条乃至第13条、第16条乃至第24条、第26条、第31条及び第32条における義務は、木材及び木材製品を上市する事業者の義務を定める規則No 995/2010⁸(EUTR)の付属書における対象製品に関するものを除き、**2027年6月30日**から適用される。これは、本規則の発効(2023年6月29日)から適用開始(2026年12月30日。2024年12月31日までに設立された小規模企業又は零細企業については2027年6月30日に延期された。)までに**経過措置期間**があり、経過措置期間中に関連産物及び製品をEU市場に上市し、若しくはEU市場において入手可能にし、又はEU市場から輸出する事業者及び取引業者は、EUDRに基づく主要な義務を免除されることを意味する。

EUTRの付属書の対象となる木材及び木材製品を例外として、すべての産物及びそれらと関係する関連製品について、以下のルールが適用される(詳細な説明は、「よくある質問集」、セクション9に記載)。

- 関連産物又は関連製品が各事業者に適用される経過措置期間中に上市された場合、EUDRの義務は当該事業者には適用されない。
- さらに、下流の事業者又は取引業者によって適用開始後に上市され、又は市場において入手可能にされた関連製品で、経過措置期間中に上市した産物又は製品のみからなるものは、EUDRの義務の対象とはならない。これはまた、**小規模企業及び零細企業の事業者**に対する適用開始の延期(2027年6月30日)により、当該製品を上市する場合は、これらの製品又はその派生製品を取引している下流の事業者及びサプライチェーンのさらに下流の取引業者もEUDRの義務を免除されることを意味する。
- 上記の場合、事業者の義務は、関連製品が、本規則の(延期された)適用開始前に元々上市していたことを証明するための十分に決定的かつ検証可能な証拠を収集することに限定される。
- 他の関連製品と一緒に生産された**関連する派生製品であって**、2026年12月30日以降(又は零細若しくは小規模企業の場合は2027年6月30日以降)に上市された**部分**については、その他の部分は経過措置期間に該当する可能性があるとしても、上市する事業者及び下流の事業者、並びに取引業者は本規則の標準的な義務を負う。

EUDR 第1条2項によれば、関連製品が2023年6月29日より前に**生産された**ものである場合、EUDRは適用されない。生産時期及び生産地とは、関連産物の生産日及び生産地を

⁷ OJ L, 2025/2650, 19.12.2025, ELI: [Regulation - EU - 2025/2650 - EN - EUR-Lex](http://data.europa.eu/eli/reg/2025/2650/en/eur-lex)

⁸ OJ L 295, 12.11.2010, p. 23, ELI: <http://data.europa.eu/eli/reg/2010/995/oj>

指し、これは産物及び派生製品の両方に適用される。殆どの場合、生産日は産物の収穫時期となるが、例外として、**畜牛製品**の場合、関連する生産時期は牛が生まれた日となる。

以下の表は、EUTR の付属書の対象となる木材及び木材製品を例外として、規則(EU) 2023/1115 の範囲に該当する関連製品に適用される法規を示すものである。

		関連産物又は関連製品が EU 市場に上市された日	
関連製品	関連産物が生産された日	2026 年 12 月 30 日より前 零細・小規模企業の事業者については、2027 年 6 月 30 日より前	大企業・中企業については、2026 年 12 月 30 日以降 零細・小規模企業の事業者については、2027 年 6 月 30 日以降
規則 (EU)2023/1115 の付属書 I に記載された牛、カカオ、コーヒー、アブラヤシ、ゴム及び大豆製品	2023 年 6 月 29 日より前	規則(EU)2023/1115 (EUDR)は適用されない	規則(EU)2023/1115 (EUDR)は適用されない
	2023 年 6 月 29 日以降	規則(EU)2023/1115 (EUDR)は適用されない	規則(EU)2023/1115 (EUDR)は適用される
規則 (EU)2023/1115 の付属書 I に記載されているが、規則 No 995/2010(EUTR) の付属書には記載されていない木材製品	2023 年 6 月 29 日より前	規則(EU)2023/1115 (EUDR)は適用されない	規則(EU)2023/1115 (EUDR)は適用されない
	2023 年 6 月 29 日以降	規則(EU)2023/1115 (EUDR)は適用されない	規則(EU)2023/1115 (EUDR)は適用される

EUTR の付属書の対象となる**木材及び木材製品**については、EUDR 第 37 条 3 項に基づいて特則が適用される。

- 2023 年 6 月 29 日より前に生産(伐採)された木材及び木材製品であって、
 - 2026 年 12 月 30 日より前に上市される製品及びその派生製品は、EUTR の規則を遵守しなければならない。派生製品が EUTR の付属書の対象とならない場合は、EUTR 及び EUDR の適用免除となる。
 - 2026 年 12 月 30 日から 2029 年 12 月 31 日までに上市される製品は、EUTR の付属書の対象となる場合は、EUTR の規則が引き続き適用される(上記参照)。
 - 2029 年 12 月 31 日以降に上市される製品及びその派生製品は、EUDR 第 3 条を遵守しなければならない。

- 2023年6月29日から2026年12月30日までに生産された木材及び木材製品であって、
 - 2026年12月30日より前に上市される製品及びその派生製品は、EUTRの規則を遵守しなければならない。派生製品がEUTRの付属書の対象とならない場合は、EUTR及びEUDRの適用免除となる。
 - 2026年12月30日以降に上市される製品及びその派生製品は、EUDRの規則を遵守しなければならない。
- 2026年12月30日以降に生産(伐採)される木材及び木材製品は、EUDRの規則を遵守しなければならない。

以下の表は、規則(EU)No 995/2010の付属書の対象となる木材製品に適用される法規を示すものである。

		関連産物又は関連製品がEU市場に上市された日		
関連製品	生産された日	2026年12月30日より前	2026年12月30日以降2029年12月30日まで	2029年12月31日以降
規則(EU)No 995/2010(EUTR)の付属書に記載された木材及び木材製品	2023年6月29日より前	規則(EU)No 995/2010(EUTR)	規則(EU)No 995/2010(EUTR)	規則(EU) 2023/1115 (EUDR)
	2023年6月29日以降	規則(EU)No 995/2010(EUTR)	規則(EU) 2023/1115 (EUDR)	規則(EU) 2023/1115 (EUDR)

質問及び回答(設例) : 2026年12月30日以降に上市される紙製品であって、2023年6月29日から2026年12月30日までの間に伐採され上市された木材から製造されたものについては、**デュー・ディリジェンス・ステートメント又は簡易申告が必要か。**

かかる場合、伐採された木材及びかかる木材から製造された製品は、EUTRに適合しなければならない。デュー・ディリジェンス・ステートメント又は簡易申告については、この要件がEUDRの範囲に該当する製品に適用されるため、その必要はない。

4. デュー・ディリジェンス

関連法規 : EUDR - 第2条26号 - 「定義」、第4条、第4a条及び第5条 - 「事業者、下流の事業者及び取引業者の義務」、第8条 - 「デュー・ディリジェンス」、第9条 - 「情報要件」、第10条 - 「リスク評価」

第4条1項によれば、すべての事業者(零細・小規模一次事業者及び第13条に従い簡素化されたデュー・ディリジェンスの適用を受ける事業者を含む。)は、関連製品が第3条に適合していることを証明するため、その上市又は輸出の前に、第8条に従ってデュー・ディリジェンスを実施しなければならない。そのために、事業者は、第12条1項に従い、手続き

及び措置の枠組みとして、「デュー・ディリジェンス・システム」を確立し、常に最新の状態に維持しなければならない。

第 8 条に規定されているデュー・ディリジェンス要件は、事業者に以下のことを求めている。

- 第 8 条及び第 9 条に従い、EUDR の対象となる関連製品(付属書 I に掲載)について、各サプライヤーから情報、文書及び該当する場合はデータを収集すること
- 当該情報を他の状況に関連する情報とともに検証・分析し、それに基づき第 10 条の**リスク評価**を実施すること
- 第 10 条に基づき実施したリスク評価において、当該製品が不適合であるリスクがない又は無視できる程度であると結論付けられた場合を除き、第 11 条に基づく**リスク低減措置**を採ること

事業者には自らの事業活動を徹底的に調査・分析する責任があり、第 9 条に定める情報要件を満たすために必要な情報、データ及び文書を収集し、これをリスク評価(第 10 条)の一環として分析し、不適合リスクが無視できる程度であると評価された場合を除き、必要に応じてリスク低減措置(第 11 条)を採ることが求められる。

すべての事業者(零細・小規模一次事業者及び第 13 条に従い簡素化されたデュー・ディリジェンスの適用を受ける事業者を含む。)は、第 9 条に定める情報要件を満たす義務を負う。

第 13 条に従い簡素化されたデュー・ディリジェンスの適用を受ける低リスク国で生産された関連製品を上市し又は輸出する事業者(零細・小規模一次事業者を含む。)は、当該事業者が上市し又は輸出しようとする関連製品が本規則に適合しない可能性があることを示す情報を取得し又は認識している場合を除き、リスクが無視できるものであることを確認するために第 10 条及び第 11 条に基づく義務を履行する必要はない。詳細については、c)及び e)を参照のこと。

a) リスク評価及びリスク低減(第 10 条及び第 11 条)

第 10 条及び第 11 条に従いリスク評価及びリスク低減を実施すべき事業者は、第 10 条 2 項に従い、そのデュー・ディリジェンス・システムにおいてリスク評価基準を具体的に示さなければならない。当該基準は、EU 市場に上市し又は EU 市場から輸出しようとする関連製品について考慮するものとされている。したがって、リスク評価基準は、事業者が上市し又は市場から輸出しようとする関連製品に応じたものでなければならない。

データ収集、リスク評価及びリスク低減は、相互に関連し、かつ事業者の事業活動及び関連製品のサプライチェーンの特性を反映していなければならない。

第 10 条 2 項は、生産国の森林の状況といったリスクレベルを評価するために必要な追加的かつ状況に応じた情報を特定している。

製品が複数の供給源又は地理的場所に由来する産物を使用して製造された場合は、その供給源又は地理的場所ごとにリスクを評価する必要がある。

収集したデータを基に、詳細に規定されたリスク分析作業を実施し、リスク分類及びそれに関連する必要なリスク低減措置を決定しなければならない。リスクレベルは多くの要因に左右されるため、事業者によるケースバイケースでの評価によるしかない。

リスク評価の実施方法は様々であるが、事業者は、第 10 条 2 項に関連製品ごとに記載された基準に対応しなければならない。これには、以下の質問及び検討事項への対応が含まれる。

- **製品がどこで生産されたのか？**

第 29 条⁹に基づく生産国又はその地域のリスクレベルの分類は？生産国又はその地域の森林被覆率及び森林劣化又は森林減少の蔓延状況(率)は？国/その地域における関連産物の違法生産の蔓延状況(率)の程度は？

- **製品固有のリスクは何か？**

EUDR 付属書 I に記載されている様々な関連製品の製造方法にはかなりの違いがあり、それが不適合リスクに影響し得る。例えば、製品によっては、数百もの別の地理的場所で生産された原材料を含んでいたり、製造中に大幅な化学的又は物理的処理が施されていたりする。

- **サプライチェーンは複雑か？**

「サプライチェーンの複雑さ」の概念に関する説明は、セクション 5 を参照。

- **サプライチェーン内の事業者が違法行為、森林減少又は森林劣化に関連する行為に参与している兆候があるか？**

違法行為、森林減少又は森林劣化に関与している企業から購入した関連産物又は製品は、不適合リスクが高まる。第 31 条に従ってサプライチェーン内の事業者に関する根拠のある懸念が提出されているか？サプライチェーン内の事業者が関連する法律¹⁰に違反し、当該法律違反に対して国から制裁を受けたことがあるか？

- **サプライチェーン内の事業者の EUDR 遵守について、認証又は第三者検証スキームによって入手可能な補足情報はるか？**

第三者検証スキームの役割に関する説明は、セクション 10 を参照。

- **関連製品が生産国の関連法規に従って生産されているか？**

生産国の関連法規は、第 2 条 40 号に定義されている。合法性要件の詳細は、セクション 6 を参照。

- **生産国及び原産国又はそれらの地域に関して、汚職レベル、文書及びデータの改ざんの蔓延、法執行の欠如、国際人権侵害、武力紛争、国連安全保障理事会又は EU 理事会による制裁の蔓延などの懸念があるか？**

⁹ なお、特定のリスクレベルが割り当てられていない場合は、標準リスク国とみなされる。

¹⁰ これらは、違法行為、森林減少及び森林劣化に関連する。

このような懸念は、適用される法規の遵守を示す文書の信頼性を損なう可能性がある。したがって、その国の汚職レベル、ビジネスリスク指数その他関連指標を考慮する必要がある。

• **適用される法規の遵守を示すすべての文書がサプライヤーから入手可能であり、直ちに検証可能であるか？**

すべての関連文書が用意され、事業者の要請に応じて入手可能であれば、サプライチェーンが十分に確立され、サプライヤーが EUDR の要件を認識している可能性が高い。

b) 無視できるリスク

無視できるリスクの概念は、第2条26号に従って理解されるべきである。すなわち、第10条に基づく製品固有の情報及び一般的な情報の完全な評価並びに必要な場合には第11条に基づく適切な低減措置の適用を基礎として、産物又は製品が第3条における(a)(森林減少フリー)又は(b)(生産国において適用される法規に基づく合法的な生産)に適合していないと懸念される理由がないことを意味する。

第10条2項のリスク評価基準リストは網羅的でないため、事業者は、関連産物又は製品が違法に生産され若しくは森林減少フリーでない可能性を判断するため、又は合法的若しくは森林減少フリーな生産を証明するために役立つ場合には、さらなる基準を適用することができる。

リスク評価及びリスク低減を実施した結果、リスク基準のいずれかにおいて無視できない程度のリスクがあることが判明した場合、当該製品は無視できないリスクを有するとみなされるため、事業者はその製品をEU市場に上市したり又はEU市場から輸出したりしてはならない。

c) 零細・小規模一次事業者の義務

零細・小規模一次事業者は、第4a条に定めるとおり、義務に関する簡素化された制度の適用対象事業者である。

当該事業者は、デュー・ディリジェンス・ステートメントの提出義務に代わり、情報システムで簡易申告を1度提出すれば足りるものとされている(第4a条2項)。また、第9条1項(h)で要求される地理的位置については、対象となる土地区画(牛の場合は対象の施設)の地理的位置に明確に対応する場合には、これに代わり郵便住所を用いることができる。

零細・小規模一次事業者は、第8条に従いデュー・ディリジェンスを実施し、かつ、第12条1項で要求されるとおり、上市し又は輸出する関連製品が第3条に適合していることを確保するための手続き及び措置の枠組みを確立し、これを常に最新の状態に維持する義務を負う。

もっとも、零細・小規模一次事業者は、その定義上、低リスク国のみから調達を行う事業者であるため、関連製品が不適合であるという無視できないリスクを示す関連情報を取得し、又は認識した場合を除き、第10条及び第11条で要求されるリスク評価及びリスク低減を行うことを求められない(第4条4項(b)及び第13条2項)。

これは一般に、当該事業者のデュー・ディリジェンス・システムが、第9条に従った情報収集から構成されることを意味する。

d) 下流の事業者及び取引業者の義務

下流の事業者及び取引業者に適用される義務は、本規則第 5 条に規定されている。下流の事業者及び取引業者は、第 5 条 3 項に基づき要求される情報、すなわち、基本的にはそのサプライヤー及び法人顧客の識別情報、並びに、サプライヤーが事業者である下流の事業者及び取引業者の場合には、当該製品に関連するデュー・ディリジェンス・ステートメントの参照番号又は申告識別子を保有している場合に限り、関連製品を上市し、市場において入手可能にし、又は輸出しなければならない。これは、第 4 条 7 項により、事業者が下流の事業者及び取引業者に対し、当該関連製品に関連するデュー・ディリジェンス・ステートメントの参照番号、又は該当する場合には申告識別子を伝達することが求められているためである。

要約すると、下流の事業者及び取引業者は、自らデュー・ディリジェンスを実施することを求められず、デュー・ディリジェンス・ステートメントを提出する必要もなく、また、上流においてデュー・ディリジェンスが実施されたことを確認する必要もない。ただし、第 5 条 3 項にいう情報を収集し、保管し、かつ、要請に応じて管轄当局に提供しなければならない。加えて、中小企業に該当しない下流の事業者及び取引業者は、関連製品を市場に上市し、市場において入手可能にし、又は輸出する前に、第 33 条にいう情報システムに登録しなければならない(第 5 条 2 項)。

新たな関連情報(根拠のある懸念を含む。)を認識した場合には、第 5 条 5 項により、下流の事業者及び取引業者は、当該関連製品を市場に上市し又は市場において入手可能にした加盟国の管轄当局、並びに当該関連製品を供給したさらに下流の事業者及び取引業者に対し、直ちに通知しなければならない。輸出の場合、下流の事業者は、生産国の管轄当局に通知しなければならない。

さらに、中小企業に該当しない下流の事業者及び取引業者は、デュー・ディリジェンスが実施されたこと、及び根拠のある懸念がある場合にはリスクが存在しない又は無視できる程度であったことを確認する義務を負う(第 5 条 6 項)。この確認により不適合リスクが存在しないこと又は無視できる程度であることが示されない限り、関連製品を市場に上市し、市場において入手可能にし、又は輸出してはならない。

e) 簡素化されたデュー・ディリジェンス、すなわち、低リスク国からの調達

低リスク国から調達を行う事業者は、第 8 条に従ってデュー・ディリジェンスを実施し、第 9 条の情報要件を満たし、かつ第 12 条に従ってデュー・ディリジェンス・システムを構築する必要がある。

ただし、第 13 条に従って、上記事業者は、以下の事項を評価した上で、上市し又は輸出するすべての関連産物及び製品が、第 29 条¹¹に従って低リスクに分類された国又はその地域で専ら生産されたことを確認した後は、第 10 条及び第 11 条に基づく義務を履行する必要はない。

i) 関連するサプライチェーンの複雑さ

¹¹ 第 29 条 2 項によれば、欧州委員会は、実施令によって低リスク又は高リスクを示す国又はその地域のリストを提示する。国のリストの最新版は、欧州委員会実施規則(EU)2025/1093 に定められている。

- ii 規制回避のリスク、又は原産地不明の製品、高リスク若しくは標準リスクの国若しくはその地域を原産地とする製品と混合するリスク

第 13 条に基づく簡素化されたデュー・ディリジェンスに関し、情報の評価又はリスク低減についてそれ以上の措置は要求されていない。ただし、情報収集の過程又は第 13 条自体により要求される評価の過程において、事業者が上市又は輸出を意図する関連製品が本規則に適合していないリスクを示す新たな関連情報を認識した場合は、この限りでない。

零細・小規模一次事業者は、その定義上、低リスク国から調達を行う事業者であるため、関連製品が不適合であるという無視できないリスクを示す関連情報を取得し、又は認識した場合を除き、一般的にはリスク評価及びリスク低減を行うことを求められない。

f) 企業サステナビリティ・デュー・ディリジェンス指令と強制労働製品禁止規則(FLR)との関係

企業サステナビリティ・デュー・ディリジェンス指令 2024/1760¹²(CSDDD)は、EU 域内及び EU 域外の非常に大きな企業を対象としたサステナビリティ・デュー・ディリジェンスの一般的な水平的枠組みを確立するものである。EUDR は、特定の製品に関するデュー・ディリジェンスの特定の側面に関して、森林減少に関するセクター別の枠組みを提供している。CSDDD 及び EUDR は、範囲が異なっており、EUDR が関連製品を EU 市場に上市し又は輸出する主体に結び付けられているのに対し、CSDDD は一定の売上高及び従業員数の基準を超える EU 域内及び EU 域外の大企業に適用される。

EUDR に基づく特定のデュー・ディリジェンス規則が CSDDD の一般規則と矛盾する場合には、特別法である EUDR の規定は、同じ目的でより広範な又はより具体的な義務を規定している限り、矛盾する範囲で、一般法である CSDDD の一般規則に優先する。この法則は、CSDDD 第 1 条 3 項に規定されており、こうした場合に特別法を一般法に優先させる EU 法の原則に従っている。CSDDD に基づく企業向けの一般的なデュー・ディリジェンス・ガイドラインは、2027 年 7 月 26 日までに公表される予定である。CSDDD の適用開始日は、2029 年 7 月 26 日である。

強制労働によって生産された製品を EU 市場で禁止する規則(FLR)¹³は、強制労働により生産された製品を、経済事業者が EU 市場に上市し、市場において入手可能にし、又は EU 市場から輸出することを禁止している。この規則はすべての経済事業者に適用されるため、EUDR の対象となる経済事業者にも適用される。FLR 自体は経済事業者にデュー・ディリジェンス義務を課すものではないが、CSDDD 又は EUDR など他の EU 法規に基づき求められるデュー・ディリジェンス手続きは、経済事業者の事業活動及びサプライチェーンにおける強制労働リスクを特定し、防止し、低減し、終了させ、又は是正するのに役立つ。FLR の遵守を促すため、欧州委員会は、サプライチェーンにおける強制労働リスクに対処するデュー・ディリジェンスに関するガイダンスを発行する予定である。

¹² 企業サステナビリティ・デュー・ディリジェンスに関する 2024 年 6 月 13 日付欧州議会及び理事会指令(EU)2024/1760 並びに指令(EU)2019/1937 及び規則(EU)2023/2859 の改正(OJ L, 2024/1760, 5.7.2024, ELI) : <http://data.europa.eu/eli/dir/2024/1760/oj> (一定の企業サステナビリティ報告要件及び一定の企業サステナビリティ・デュー・ディリジェンス要件に関する指令 2006/43/EC、2013/34/EU、(EU)2022/2464 及び(EU)2024/1760 を改正する 2026 年 2 月 24 日付欧州議会及び理事会指令(EU)2026/470 により改正されたもの)(OJ L, 2026/470, 26.2.2026, ELI): <http://data.europa.eu/eli/dir/2026/470/oj>.

¹³ 強制労働によって生産された製品を EU 市場で禁止する規則(EU) 2024/3015 (OJ L, 2024/3015, 12.12.2024, ELI): <http://data.europa.eu/eli/reg/2024/3015/oj>.

5. 「サプライチェーンの複雑さ」に関する説明

関連法規：EUDR - 第8条-「デュー・ディリジェンス」、第9条-「情報要件」、第10条-「リスク評価」、第11条-「リスク低減」

「関連するサプライチェーンの複雑さ」は、EUDR 第10条2項(i)にリスク評価基準として明示的に記載されているため、デュー・ディリジェンス実施のリスク評価及びリスク低減の部分に関連する。これは、第10条及び第11条に規定されているデュー・ディリジェンス実施のリスク評価及びリスク低減の部分に関する複数の基準のうちの一つである。

この基準を支える根拠としては、サプライチェーンが複雑である場合には、関連製品について、関連産物が生産された生産国及び土地区画にまで遡って追跡することが困難となる場合があり、それが不適合リスクを増大させる要因となることにある。関連情報及びデータの不整合並びにサプライチェーンのいずれかの段階で必要情報を入手することに問題がある場合、不適合の産物又は製品がサプライチェーンに流入するリスクが高まる可能性がある。主な検討事項は、関連製品に含まれる関連産物をそれが生産された土地区画にまで遡って追跡することができるか否かである。

サプライチェーンの複雑さにより、EUDR 第9条1項及び第10条2項に基づき要求される情報の特定が困難な場合、不適合リスクは増大する。サプライチェーンに確認不可能な段階又は不適合を示すその他の指摘事項が存在することは、リスクが無視できない程度であるという結論につながる可能性がある。

サプライチェーンの複雑さは、生産国の土地区画と事業者との間に介在する加工業者及び仲介業者の数とともに増大する。また、新たな関連製品の製造に複数の関連製品が使用されている場合又は関連産物が複数の生産国から調達された場合にも、複雑さが増す可能性がある。他方で、サプライチェーンが短い場合には、デュー・ディリジェンスの実施がより簡素化される可能性が高く、サプライチェーンが短いことは、特に第13条の簡素化されたデュー・ディリジェンスの場合には、本規則を回避するリスクが無視できる程度であることを証明するのに役立つ一つの要因となり得る。

サプライチェーンの複雑さを評価するために、事業者は、EU市場に上市し、EU市場において入手可能にし、又はEU市場から輸出する関連製品について、以下の質問リスト(網羅的ではない)を使用することができる。

- 特定の関連製品をEU市場に上市し、EU市場において入手可能にし、又はEU市場から輸出する前にサプライチェーンに複数の加工業者及び/又は段階が存在したか？
- 関連製品に複数の生産土地区画及び/又は生産国から調達された関連産物が含まれているか？
- 関連製品が高度に加工された製品(それ自体が他の複数の関連製品を含む可能性がある)であるか？
- 木材の場合、
 - 関連製品が複数の樹木種で構成されているか？
 - 木材及び/又は木材製品が複数の国で取引されたものであるか？

- 関連加工製品が EU 市場に上市され、EU 市場において入手可能にされ、又は EU 市場から輸出される前に第三国で加工又は製造されたものであるか？

6. 合法性

関連法規：EUDR - 第 2 条 40 号 - 定義及び第 3 条(b) - 禁止事項

EUDR 第 3 条によれば、関連産物及び関連製品は、以下の**すべての要件**を満たさない限り、上市し、市場において入手可能にし、又は輸出してはならない。

- a) 森林減少フリー製品であること
- b) **生産国の関連法規に従って生産されていること**
- c) デュー・ディリジェンス・ステートメント又は簡易申告の対象になっていること

関連製品は、上記 **3 要件のすべてを網羅的かつ個別に満たさなければならない**。要件を遵守しない場合、事業者は、製品を上市し、又は輸出してはならない。

a) 生産国の関連法規

関連産物又は関連製品が生産国の関連法規に従って生産されたか否かは、当該産物、又は製品の場合は関連製品に含まれる当該産物が関連の土地区画で栽培、収穫、取得された国、又は牛の場合には関連の施設で飼育された国の法規で判断される。

EUDR は、国によって法律が異なり、改正される可能性もあるため、特定の法律を明記せず、多くの法分野を列挙することによる、柔軟なアプローチをとっている。しかし、EUDR 第 2 条 40 号における関連法規となるのは、**生産区域の法的な状況に関して適用される法律のみ**である。すなわち、EUDR 第 3 条(b)の合法性要件における法律の関連性は、当該法律が産物の生産過程において一般的に適用される可能性があるということや関連製品及び関連産物のサプライチェーンに適用される可能性があることによって決定されるのではなく、産物が生産された区域の法的な状況に具体的に影響を与えることによって決定される。

さらに、EUDR 第 2 条 40 号は、EUDR の目的(第 1 条 1 項(a)及び(b))に照らして解釈されなければならない。EU の気候変動及び生物多様性の喪失への取り組みという文脈において、森林減少及び森林劣化の防止に直接関連する内容の法規である場合には、関連性があることを意味する。

第 2 条 40 号(a)から(h)は、この関連法規をさらに具体的に規定している。以下のリストは、例示目的のみで、網羅的ではない。

- **土地利用権**(土地における収穫及び生産又は土地の管理に関する法律を含む)
 - 特に農地又は森林の土地の譲渡に関する法規
 - 借地に関する法規
- **環境保護**：森林減少及び森林劣化の防止、温室効果ガス排出量の削減、生物多様性の保護といった目的との関連規則保護地域に関する法規
 - 自然保護及び自然回復に関する法規
 - 野生生物及び生物多様性の保護・保全に関する法規
 - 絶滅危惧種に関する法規
 - 土地開発に関する法規

- **森林管理及び生物多様性保全など、木材伐採に直接関連する森林関連規則**
 - 森林の保護・保全及び持続可能な森林管理に関する法規
 - 森林減少防止に関する法規
 - 法的に公示された境界内における木材伐採の権利
- **第三者の権利** (関連産物及び製品の生産によって影響を受ける使用权・保有権並びに先住民族及び現地住民の伝統的な土地使用権を含む)。例えば、土地の利用権又は用益権など。
- **国際法の下保護される労働者の権利及び人権**は、EUDR 第 1 条 1 項に記された EUDR の目的に鑑み関連産物の生産地域に所在する人々又は、当該権利が各国内法規に反映されている場合は関連産物又は製品の生産地域に対する権利(先住民族及び地域住民の権利を含む)を有する人々に適用される。例えば、土地、領土及び資源に関する権利、財産権、先住民族と国家間の条約、協定及びその他の建設的な取り決めに関連する権利。
- **先住民族の権利に関する国際連合宣言(UN Declaration on the Rights of Indigenous Peoples)に規定されているものを含む、自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意(FPIC)の原則**。FPIC 原則の適用に関するさらなる指針は、例えば、[国際連合人権高等弁務官事務所](#)などを通じて見ることができ、そこでは、国家は、以下のいずれかの行為を行う前に協議の目的として同意を得なければならないとされている。
 - 先住民の土地、領土及び資源に対する権利に影響を与えるプロジェクトの実施(採掘及びその他の資源の利用・搾取を含む。)
 - 先住民族をその土地・領土から移動させること
 - 土地を所有する先住民族の自由意思による、事前の十分な情報に基づく同意なしに、土地が没収、収用、占拠又は損傷された場合の、返還又はその他の適切な救済
- **租税、汚職防止、貿易及び関税に関する規制**
 - EU 市場に入る又は EU 市場から出る際の関連サプライチェーンに関連して適用される法律 (本規則の目的に明確に関連する場合)、又は貿易及び関税に関する法律の場合には、農業又は木材生産の関連部門と具体的な関連性がある場合。

欧州委員会は、2026 年 12 月までに、第 2 条 40 号に従って生産国による関連法規の一覧の提供を可能にする関連法規のリポジトリを設置する予定である。事業者は、第 9 条 1 項(h)に基づく情報要件を充足できるように、当該リポジトリを利用することができる。

b) 合法性に関するデュー・ディリジェンス

事業者は、生産区域の法的な状況に関して、調達先の国にどのような法規が存在するかを認識しておかなければならない。関連法規は、以下のとおり。

- 国内法及び地域法(関連する二次法規を含む。)
- それぞれ成文化及び施行することにより国内法において適用される国際法(多国間及び二国間条約及び協定を含む。)

EUDR 第 9 条 1 項(h)に基づき、デュー・ディリジェンス義務の一環として、生産国における適用される法規の遵守を示す書類やデータを含む情報を収集しなければならない。第 1

項(h)はさらに、当該情報が十分に決定的かつ検証可能でなければならないことを明記している。

この文脈において、収集すべき情報の性質及び範囲は、個別のサプライチェーン、生産区域及び生産国に応じて異なる。事業者は、以下に掲げるとおり、広範な信頼できる情報源を用いることができ、これらを総合的に評価することにより、関連産物が生産国の関連法規に従って生産されたとの合理的な結論を導くことができる。第9条2項に従い、事業者は、本項に基づいて収集した情報、文書及びデータを、要請に応じて管轄当局に提供しなければならない。執行を容易にするため、事業者は、特定の文書が存在する理由及び他の文書が存在しない理由を説明できるようにしておくべきである。

事業者が入手可能な情報の初期的検討により、第3条(b)との不適合リスクが高いことが示されたサプライチェーン、生産区域及び生産国については、詳細な証拠収集を優先すべきである。これに対し、入手可能な情報の初期的検討により、第3条(b)との不適合リスクが無視できる程度であることが示されたサプライチェーン、生産区域及び生産国については、詳細なデータ収集を行うことを事業者に求めるべきではない。例えば、各個別の土地区画ごとに包括的な法的文書を体系的に収集すること、個別の土地権原証書のような特定類型の文書を取得すること、又は潜在的に関連するすべての法律、法的文書若しくはデータの網羅的な一覧を作成することを求めるべきではない。

事業者が入手可能な初期情報には、公に入手可能な情報のほか、デュー・ディリジェンス実施前に事業者が認識した、生産区域又は関連サプライチェーンに関係するその他の情報が含まれ得る。この段階において、事業者は、特に、EUDR第29条に基づく国別リスク分類のほか、関連する場合には、世界銀行の世界ガバナンス指標(World Governance Indicators)のような国際機関が公表する情報、及び生産国若しくは生産区域又は関連産物の生産に関連する関連サプライチェーンに関する公開報告書を考慮することができる。

文書又はその他の情報を収集する義務は、各国の制度に応じて異なる。したがって、当該義務は、該当する場合には、以下を含むものとして理解されるべきである。

- 各国当局が発行する公的文書(例えば、行政許可証など。各国当局が設置し管理する公的登録簿及びプラットフォームから取得されるものを含む。)
- 契約上の義務を示す文書(先住民族又は地域住民との契約及び合意を含む。)
- 公的機関及び民間認証機関又はその他の第三者機関による検証スキームによって発行される補足情報
- 司法判断
- 影響評価、管理計画、環境監査報告書

これには、関連産物の生産を目的として該当地域を使用する権利を付与する取り決めに關する情報が含まれる。土地所有権又はその他の取り決めに關する書類が必要かどうかは、国内法規によって異なる。国内法で農産物を生産・商品化するために土地所有権の保有が義務付けられていない場合は、EUDRでも義務付けられない。

以下の追加文書も有用である。

- 企業方針及び行動規範を示す文書
- 関連産物の生産者による任意の自己宣言書であって、製品が生産国の法規に準拠して生産された旨を生産者が宣言するもの
- 民間事業者と第三者の権利保有者との間の社会的責任に関する合意

- 土地保有権及び権利の主張・紛争に関する特定の報告

文書及びデータを含む情報は、ハードコピー又は電子的形式で収集することができる。

文書及びデータを含む情報は、リスク評価(EUDR 第 10 条)の目的でも EUDR 第 9 条 1 項(h)に基づき、収集しなければならず、製品が低リスク国又はその地域のみから調達される場合を除き、独立した要件とみなすべきではない。低リスク国又はその地域のみから調達される場合、EUDR 第 13 条に従い、事業者は、事業者が不適合又は規制回避のリスクを指摘する情報を入手し又は認識した場合にのみ、リスク評価について説明する以下の措置を講じなければならない。

EUDR 第 10 条 1 項によれば、収集された情報は、サプライチェーン全体における追跡可能性及び適合性を確保するために、総体的に評価されなければならない。すべての情報を分析・評価しなければならず、事業者は、収集した文書の内容及び信頼性を評価すること並びに異なる文書内の異なる情報の関連性を理解することができなければならない。通常、事業者は、評価の一環として以下のことを確認すべきである。

- 異なる文書が相互に一致しているか、又は入手可能な他の情報と一致しているかどうか
- 各文書は何を証明しているのか
- 文書がどの制度に基づくか(当局による管理、独立監査など)
- 各文書の信頼性及び妥当性、すなわち、偽造又は違法発行の可能性

事業者は、生産国についての一般的な状況の評価に応じて、当該文書が真正なものであると納得するための合理的な措置を講じるべきである。この点に関して、事業者は、汚職のリスク(賄賂、談合又は詐欺など)も考慮すべきである。様々な情報源(トランスペアレンシー・インターナショナルの「腐敗認識指数(Corruption Perceptions Index)」又はその他類似の国際的に認知された指標若しくは関連情報など)が、国又はその地域の汚職レベルに関する入手可能な情報を提供している¹⁴。

汚職レベルが高いと思われる場合には、文書が信頼できない可能性を示唆し、さらなる検証が必要な場合がある。このような場合、文書の信憑性を疑う理由が存在する可能性があるため、文書の確認には特別な注意が必要である。

国際的な指標に依拠するだけでなく、事業者は、汚職行為の過去の証拠を含む、より大きなリスクを示す条件や脆弱性のリストを確認し、より厳格な審査を要求することもできる。このような追加的な証拠の例としては、第三者機関によって検証されたスキーム(本ガイダンスのセクション 10 参照)、独立監査又は自主監査、汚職又は違法行為の兆候を明らかにするのに役立つ関連製品を追跡する技術/フォレンジック手法の利用が考えられる。

事業者によるデュー・ディリジェンスの実施及び管轄当局による執行活動は、優先順位付け、文書間の整合性確認、及び異常の可能性の指摘のため、データ分析及び AI ベースのツールの支援を得てもよい。ただし、このようなデジタルツールを使用する場合であっても、適合性に関する最終的な責任は、事業者及び管轄当局に存する。

¹⁴ このような指標の使用については、2016年2月12日の欧州委員会通知 C(2016)755 最終版(EU 木材規制に関するガイダンス文書)の第4章も参照のこと。

7. 製品範囲

a) 明確化 - 包装及び包装材料

関連法規：EUDR - 第2条 - 定義、EUDR 付属書 I

EUDR の付属書 I には、理事会規則(EEC)No 2658/87 の付属書 I に記載されている合同関税品目分類表(Combined Nomenclature)¹⁵に分類された関連産物及び関連製品のリストが記載されている。

HS コード 4819 は、「紙製、板紙製、セルロースウオッディング製又はセルロース繊維のウェブ製の箱、ケース、袋その他の包装容器及び紙製又は板紙製の書類箱、レタートレイその他これらに類する製品で事務所、商店等において使用する種類のもの」を対象としている。

- 上記の品目のいずれかが他の製品の梱包材としてではなく、それ自体が製品として上市され、又は輸出される場合、本規則の対象となるため、EUDR に基づく義務が適用される。
- HS コード 4819 に分類される包装材料又は包装容器が他の製品を「補助、保護又は運搬」するために使用される場合は、本規則の対象とはならない。

HS コード 4415 は、「木製のケース、箱、クレート、ドラムその他これらに類する包装容器、木製のケーブルドラム及び木製のパレット、ボックスパレットその他の積載用ボード並びに木製のパレット枠」を対象としている。

- 上記の品目のいずれかが、それ自体が製品として上市され、又は輸出される場合、それらは本規則の対象となるため、EUDR に基づく義務が適用される。
- 4415 に該当する成形品が専ら上市される他の製品を補助、保護又は運搬するための包装材料又は包装容器として使用される場合は、EUDR の対象とはならない。

包装材料に関する同様の考慮事項は、HS コード 4401、4405、4416 にも適用される。

これらの分類の中で、「使い捨て」の包装材料及び包装容器と、反復的な使用に明らかに適した包装材料及び包装容器との間に、さらに区別が設けられている。

- 専ら他の製品を補助、保護又は運搬するために使用され、市場において入手可能にされ、若しくは輸出され、かつ当該製品とともに提示される使い捨ての包装材料及び包装容器は、その目的で使用される場合には、EUDR の適用対象とはならない。
- 専ら他の製品を補助、保護又は運搬するために使用され、市場において入手可能にされ、若しくは輸出され、かつ当該製品とともに提示される、反復的な使用に明らかに適した包装材料及び包装容器は、その目的のために使用された時点以降、EUDR の適用対象とはならない。例えば、パレットは、他の製品を補助、保護又は運搬するために使用された後に、再び市場において入手可能にされ、又は輸出される場合には、EUDR の対象とはならない。

¹⁵ 関税及び統計的分類表、並びに共通関税率に関する 1987 年 7 月 23 日付理事会規則(EEC) No 2658/87 (OJ L 256, 7.9.1987, p.1)

製品の「本質的特性」を与えるものとみなされる包装と、特定の製品に合わせて形成され取り付けられるが、製品自体の本質的な部分ではない包装とはさらに区別する必要がある。規則(EEC)No 2658/87の合同関税品目分類表(Combined Nomenclature)の解釈に関する一般規則 5¹⁶は、この違いを明確にしており、以下にその例を示す。「本質的特性」を与える容器には、それ自体に HS コードが割り当てられ、中に入れる製品とは独立して分類され、本規則の対象となる。他方で、特定の物品を入れるように特別に形成され又は取り付けられた容器については、中に入れる製品の HS コードが割り当てられる。これらの容器が長期使用に適しており、使用を意図する物品と共に提示され、かつ通常共に販売される種類の容器であるときは、本規則の対象外である(一般規則 5a)。中に入れる物品と共に提供される包装材料及び包装容器などの一般的な包装材は、当該物品を包装するために通常使用される種類のものである場合は、当該物品と共に分類されるものとし、したがって、本規則の対象外となる(一般規則 5b)。紙製又は他の包装材料は、その目的が製品の保護、運搬又は輸送である場合には、当該製品の不可欠な部分と見なすべきである。

しかし、このような追加的な区別は、本規則の対象となる物品のごく一部にしか当てはまらない可能性が高い。

要約すると、以下のものが本規則の対象となる。

- それ自体が製品として上市される、市場において入手可能にされる又は輸出される包装材料又は包装容器
- 製品に本質的な特徴を与える容器

以下は、本規則の対象外である。

- 物品とともに提示され、専ら他の製品を補助、保護又は運搬するために使用される使い捨ての包装材料及び包装容器
- 物品とともに提示され、専ら他の製品を補助、保護又は運搬するために使用される、反復的な使用に明らかに適した包装材料及び包装容器であって、その目的のために使用された時点以降のもの

b) 明確化 - 廃棄物及び回収・再生製品

関連法規：EUDR - 前文 40 項、EUDR 付属書 I、指令 2008/98/EC - 第 3 条 1 項

事業者、下流の事業者及び取引業者は、その経済活動において、廃棄物として処分されるはずであったライフサイクルを終えた使用済み製品を取り扱うことがある。廃棄物とは、所有者が廃棄した又は廃棄を意図する若しくは廃棄が義務付けられている物質又は物体を意味する(指令 2008/98/EC 第 3 条 1 項)。このような製品は、EUDR の適用範囲から除外される。すなわち、このような事業者、下流の事業者及び取引業者は、EUDR の義務を免除される。

この適用除外は、ライフサイクルを終えて廃棄物として処分されるはずであった材料(例えば、解体された建物から回収された木材又はコーヒーの殻から作られた物品など)で製造された物品に適用される。

¹⁶ 欧州連合の合同関税品目分類表(Combined Nomenclature)の注釈(OJ C 119, 29.3.2019, p.1)

この適用除外は、所有者が廃棄する又は廃棄を意図する若しくは廃棄を義務付けられる物質又は物体という意味における廃棄物ではない材料を含む製造工程の副産物には適用されない。

以下の質問及び回答は、実務上のユースケースを明確化するものである。

Q1：製材の副産物として生産される木くず及びおがくずは、本規則の対象となるか？

なる。これらは HS コード 4401 に該当し、EUDR の対象となる。木くず及びおがくずは燃料用木材として使用される可能性があり、したがって、ライフサイクルを完了していない。ただし、専ら他の製品を補助、保護又は運搬するための包装材料として使用される木くず及びおがくずは、例外となる。

Q2：家屋の解体後に回収された木材から製造された家具は、本規則の対象となるか？

ならない。ライフサイクルを終えて廃棄物として処理されるはずであった材料のみから作られた製品であれば、本規則の対象とならない。ただし、製品に非再生材料が含まれている場合は、その部分が本規則の対象となる。

Q3：再生又は回収材料で作られた製品は、本規則の対象となるか？

ならない。関連製品が再生材料のみで作られた場合は、EUDR の対象とならない。ただし、紙の製造におけるバージンパルプの使用や、パレットの修理に使用する木材など、関連製品に非再生又は非回収材料が一部でも含まれている場合、その部分が本規則の対象となる。

Q4：空果房又はパーム核殻で作られた燃料ペレットは、本規則の対象となるか？

なる。空果房及びパーム核殻は、たとえペレット状であっても、パーム油抽出工程の固形残渣副産物として分類される場所、それらで作られた燃料ペレットは EUDR 付属書 I の HS コード 2306 60 に該当する。燃料ペレットは、廃棄物として分類された材料のみで作られた場合は、本規則の対象にはならない。

Q5：トイレタリー製品又は肥料に使用される使用済みコーヒーかすは、本規則の対象となるか？

ならない。使用済みコーヒーかすが、処分されるはずであったものである場合は、対象とならない。

Q6：リトレッドタイヤのタイヤケーシング又はカーカスは、本規則の対象となるか？

通常リトレッドタイヤに使用される中古タイヤのケーシング及びカーカスは、本規則の対象外であるが、リトレッドタイヤは、カーカス及びケーシングに新たに装着されたゴムトレッドに関する限りにおいてのみ、本規則の対象となる。

Q7：関連製品が非関連産物から生産された場合、EUDR の対象となるか？

非関連産物で作られた製品がたとえ関連産物で作られた関連製品と同一の合同関税品目分類表(Combined Nomenclature)に該当する場合でも、非関連産物で作られた製品に本規則は適用されない。本規則は、関連産物で作られた関連製品にのみ適用される。

例えば、以下の場合である。

- i. HS コード 0102 21 及び 0102 29 に該当するウシ属(*Bos* 属)及びその亜属である *Bos*、*Bibos*、*Novibos* 及び *Poephagus* の牛は EUDR の対象であるが、バッファロー(*Syncerus* 属)、野牛(*Bison* 属)又はその他の生きた牛属の動物(bovine animals)は EUDR の対象ではない。
- ii. ギニアアブラヤシ(*Elaeis guineensis*)を含む *Elaeis* 属のアブラヤシ種由来のパーム油は EUDR の対象であるが、ババス(*Attalea speciosa*)を含む *Attalea* 属由来のババスオイル、及びその他のヤシ種由来の他の植物油は EUDR の対象ではない。
- iii. パラゴムノキ(*Hevea brasiliensis*)由来のゴムは EUDR の対象であるが、バラタ(balata)、ガタパーチャ(gutta-percha)、グアユール(guayule)、チクル(chicle)及びその他の樹種を使用して生産された類似の天然ゴムは EUDR の対象ではない。いずれも合成ゴム製品ではない。
- iv. 木材製品は EUDR の対象であるが、ラタン、竹及び木質性のその他の材料で作られた製品は EUDR の対象ではない。

8. デュー・ディリジェンス・システムの定期的な維持管理

関連法規：EUDR - 第 12 条 - デュー・ディリジェンス・システムの構築・維持管理、報告・記録保管
--

第 8 条に従ってデュー・ディリジェンスを実施するために、零細・小規模一次事業者を含む事業者は、手続きを文書化、分析、検証、報告する枠組み(以下「デュー・ディリジェンス・システム」という。)を構築し、常に最新の状態に維持しなければならない。EUDR に基づくデュー・ディリジェンスの目的は、事業活動における一貫したプロセスを証明することによって、要求される結果を達成することである。第 12 条 2 項に従い、事業者は、**少なくとも年に 1 回はデュー・ディリジェンス・システムを見直すことが重要であり**、これにより責任者が自らに適用される手続きに従っていること、実施中のプロセスが効果的であること、要求される結果が達成されつつあることを確保することができる。事業者はまた、見直しの期間中その他の時点において、デュー・ディリジェンス・システムの目的に影響を及ぼす可能性のある新たな進展(例えば、システム内の段階又は手続きの有効性及び包括性など)に気付いた場合は、デュー・ディリジェンス・システムを更新しなければならない。デュー・ディリジェンス・システムの更新はすべて記録し、その記録は 5 年間保管しなければならない。

見直しは、事業者の組織内の者(手続きを実施する者とは独立した者とするべきである。)、又は外部機関が実施することができる。見直しにおいては、弱点及び不具合を特定すべきであり、また、事業者の経営陣はそれらに対処するための期限を設定すべきである。

関連製品のデュー・ディリジェンス・システムの場合、見直しにおいては、例えば、以下に関して文書化された手続きがあるか否かを確認すべきである。

- 適合を実証するために必要な情報、データ及び文書の収集及び記録に関して。

- 関連製品又は関連製品の成分が、森林減少フリーでない又は生産国の関連法規に従って生産されていない関連製品又は関連産物を含有するリスクの評価に関して。
- リスクレベルに応じて取るべき行動の提案説明に関して。

見直しにおいては、手続きにおいて各段階を実施する責任を負う者が、各段階を理解し、かつ実施しているかどうか、また、手続きの有効性を確保するための適切な管理手段があること(すなわち、無視できない不適合のリスクをもたらす関連製品を特定し、結果としてこれを排除すること)も確認すべきである。適正な実践方法としては、見直しの証拠として、当該見直しにおいて従った手順及びその結果を文書化することが推奨されている。

9. 複合製品

関連法規：EUDR - 第4条- 事業者の義務、第9条- 情報要件、第33条- 情報システム

事業者、下流の事業者及び取引業者は、EUDR の付属書Iに記載されるように、その他の関連製品若しくは関連産物を含有しているか、又は部分的にこれを原料として製造された関連製品を取り扱うことができる。実務上、これらは「複合製品」と称することもあるが、EUDR で使用される法律用語ではない。

EUDR は、関連製品に含まれる、又は関連製品の原料となる、関連産物及び関連製品が、第8条に基づく事業者のデュー・ディリジェンスの過程において適正に特定されるよう確保するルールを定めている。これは、すべての関連製品が本規則に適合するよう確保するために必要である。

事業者は、自らが上市する、又は市場から輸出する関連製品に関するデュー・ディリジェンスの一環として、第9条に列挙された情報要件を満たす必要がある。特に、再生品(紙、繊維板、パーティクルボードなど)、又は高度に加工された製品(カカオ含有調理品など)については、関連製品に含まれた関連産物の樹種、原産地及び地理的位置を特定することが複雑な場合がある。しかし、この情報は、製品を上市又は輸出するために必要である。さらなる参考として、EUDR のサプライチェーン概略図を参照されたい。

加えて、関連製品を EU 市場において上市する又は EU 市場から輸出する際、当該製品がその時点までにデュー・ディリジェンスの対象となっていなかった他の関連製品(EUDR の付属書Iに記載されている。)を含有しているか又はこれを原料として製造されている場合には、事業者は関連製品の当該部分についてデュー・ディリジェンスを実施しなければならない。

複合製品は、異なる産物に基づく複数の関連製品を含有することがある。例えば、チョコレートバー[HS1806]は、カカオの派生製品(ココア粉[HS1805]及びカカオ脂[HS1804])、及びアブラヤシの派生製品(パーム油[HS1511])で組成されることがある。このような場合、製品を EU 市場に上市する又は EU 市場から輸出する事業者は、EUDR の付属書 I において関連するとみなされる産物の下に記載されている関連製品についてのみデュー・ディリジェンスを実施することが必要となる。例えば、チョコレートバー[HS1806]の場合、それに関連付けられている関連産物はカカオである。これは、デュー・ディリジェンス義務及び情報要件が、チョコレートバーが含有する又はチョコレートバーの製造のために使用された関連産物の付属書 I 右欄に記載された関連製品(この場合は、産物カカオの下のココア粉及びカカオ脂)にのみ適用されることを意味する。

情報要件

第 8 条に基づくデュー・ディリジェンスの一環として、事業者が、第 9 条に基づく情報要件に従って自らの関連製品について記述する際、当該関連製品が含有する又はその製造に使用された関連産物又は関連製品を含める必要がある。

これは、事業者が上市又は輸出しようとする関連製品内に含まれる関連産物に関する情報を収集する必要があることを意味する。この情報には、第 9 条 1 項の追加情報のほか、関連製品に含まれた又は関連製品の製造に使用された関連産物が生産された土地区画の地理的位置情報、又は該当すれば零細・小規模一次事業者の場合の土地区画又は施設の地理的位置情報に対応する郵便住所が含まれる。第 9 条に基づき、関連製品の地理的位置情報の要件を満たすために、事業者は以下の情報を含めなければならない。

- 関連製品が含有する又は関連製品がこれを使用して製造された関連産物が生産されたすべての土地区画の地理的位置情報(又は該当すれば零細・小規模一次事業者の場合の郵便住所)、及び
- 生産日又は生産時期

関連製品が、異なる土地区画で生産された関連産物を含有又は原料として製造された場合は、すべての異なる土地区画の地理的位置情報、又は該当すれば零細・小規模一次事業者の場合の郵便住所を提供する必要がある。牛を含有又は原料として製造された関連製品の場合、第 2 条 29 号によれば、地理的位置情報、又は該当すれば零細・小規模一次事業者の場合の郵便住所とは、牛の飼育に関連するすべての敷地又は構造物(牛が生まれた場所、及び関連する場合は飼育されていた農場(露地飼育の場合は、一時的又は恒常的に家畜が飼育されていた環境又は場所)からと殺時期までを包含する。)を指す。

「複合製品」において、いずれかの関連製品について特定された土地区画にて森林減少又は森林劣化があった場合には、当該製品を上市する、市場において入手可能にする、又は輸出することはできない(第 9 条 1 項(d))。

加えて、第 9 条は、木材を含有又は使用して製造された関連製品について、すべての樹種の一般名及び正式な学名を要求している。この規定は、付属書 I の産物「木材」の下に記載されているすべての関連製品に適用される。パーティクルボード又は紙のような高度に加工された複合製品については、関連する各成分内のすべての樹種を特定することが複雑な場合がある。しかしながら、例えば、製品の生産に使用された木材の樹種が異なる場合、事業者は、木材製品の生産に使用された可能性のある木材の各樹種のリストを提供しなければならない。樹種は、国際的に認められた木材命名法(例えば、「欧州で使用される木材命名法」に関する 2003 年 10 月 1 日付の DIN EN 13556 など)に従ってリスト化しなければならない。

10. リスク評価及びリスク低減における認証スキーム及び第三者検証スキームの役割

関連法規：EUDR - 前文 52 項、第 10 条 2 項(n) - リスク評価

認証及び第三者検証スキームは、多くの場合、関連産物及び関連製品に関する顧客の具体的な要求を満たすために利用される。これには、認証された産物の生産期間中に実施されなければならない活動を詳述した基準(原則、判断基準及び指標で構成される。)、規格との適合をチェックし認証書を付与するための要件、並びに、ある製品が、特定されかつ認証された又は第三者により検証された生産者からの、認証された又は第三者により検証された原材料(又は場合によっては、特定の割合の原材料)のみを含んでいる旨のサプライチェーン上の保証を提供するための個別の CoC 認証を含む場合がある。

EUDR は、認証及び第三者検証スキームが、製品が合法的かつ森林減少フリーであるとの証拠を裏付けることにより、第 10 条のリスク評価に加えて本規則の遵守に関する有用な情報を提供する可能性があることを認めている。ただし、この情報は第 10 条 2 項(n)に規定するように、第 9 条に定められている関連要件を満たしていることが条件となる。

実際、認証及び第三者検証スキームは、関連産物の生産又はサプライチェーンに関与していない組織によって運営されている。さらに、これらのスキームの中には、特定の基準又はルールに沿っていることを検証するために利用されるものも多いが、必ずしも製品自体を認証するまでには至っていない。

本ガイダンスは、関連製品が合法で森林減少フリーであることを証明するデュー・ディリジェンスの一環として行われる事業者のリスク評価を補完する情報として、地理的位置の座標などの補足情報を提供する付加価値を考慮して、認証や第三者検証スキームの利用を検討しているステークホルダーを主に対象としている。EUDR は、(1)事業者によるそのようなスキームの利用を義務付けるものではなく、(2)生産者にそれらのスキームへの参加を義務付けるものではなく、(3)生産国にそのようなスキームの開発を義務付けるものではない。第三者検証スキームの利用は法的要件ではなく、事業者の任意の決定による。事業者がこれらのスキームを利用することを決めたのであれば、そうした事業者が、これらのスキームが EUDR の要件を満たすためにどの程度役立ち得るのかを評価することを助けるために、本ガイダンスは策定された。

認証及び第三者検証スキームは、持続可能な農業及び林業の実務と責任ある調達を促進し、サプライチェーンの透明性を高め、コンプライアンス整備を促す上で、重要な役割を果たし得る。第三者による認証手続きに依拠しない自己宣言スキームは、本ガイダンスの適用範囲外であり、また、独立性と公平性を欠くため、定義上、信頼性が低いことに留意されたい。

また、本ガイダンスは、各国の管轄当局にも関連しており、第 10 条に基づくリスク評価手続きにおいてこうしたスキームを利用できるとしても、第 8 条に基づくデュー・ディリジェンスに関する事業者の責任を代替するものではないことを強調する。このことは、かかるスキームの利用が「グリーンレーン」を暗示しないことを意味する。というのも、事業者は依然としてデュー・ディリジェンスを実施する必要があり、EUDR のデュー・ディリジェンス要件を遵守しなかった場合には責任を問われるからである。

スキームは、その範囲、目的、構成及び運営方法において、多岐にわたっている。1 つの重要な区別は、(1)第三者による認証手続きに依拠しているか否かにより、認証及び第三者検証スキームに分類されるものと、(2)自己宣言スキームに分類されるものがある。後者は本ガイダンスの適用範囲外であり、独立性と公平性を欠くため、信用性は低い。

a) 認証及び第三者検証スキームの役割

事業者は、第 10 条に基づくリスク評価手続きにおいて、製品が合法的かつ森林減少フリーであることを支える証拠として、認証及び第三者検証スキームから提供された情報を利用するか否かを検討するにあたり、まず第一に、当該スキームの基準が EUDR の関連規定に準拠しているかどうかを判断すべきである。この点に関して、事業者は、本規則の特定の要件のみに準拠するために、第三者検証スキーム又は認証スキームを利用することもできることを指摘したい。

認証及び第三者検証スキームでは、一般的に、第三者機関に対し、監査人のスキルや認証機関が順守すべきシステムに関する基準を定めた認定プロセスを通じて、評価を実施する

資格を証明できることが要求される。認証又は検証された製品には、一般的に、認証又は検証機関の名称及び種類並びに監査プロセスの要件が記載されたラベルを貼付する。スキームによっては、パートナー企業が出荷品に添付する正式な文書にこの情報を含めるよう要求することがある。これらの機関は通常、認証の適用範囲及び関連製品の生産国において認証が適用された方法に関する情報(実地監査の性質及び頻度に関する詳細を含む。)を提供することが可能となる。

認証及び第三者検証スキームは、主に以下の3つの主要要素に応じて評価することができる。1)「関連する基準」、すなわち、これらのスキームを遵守する企業に関する運用要件、範囲、手順、方針、2)「スキームの実施」、すなわち、基準がどの程度実施されているか(監査を通じた規則遵守のための必要な措置の展開を含む。)、3)「ガバナンス機能/信頼性評価」(透明性、保証プロセス、監督など)。かかる情報は、特に EUDR の要件との関連で、事業者が定期的に再評価すべきである。

EUDR の要件に関して、認証及び第三者検証スキームによって提供される情報に関連する限りにおいて、事業者は、1)「関連する基準」に基づき、認証及び第三者検証スキームの以下の側面を精査すべきである。

- 当該認証又は第三者検証の対象範囲の有効性、真正性及び関連性(例：EUDR に基づき規制される関連産物及び製品を対象とするか否か)
- 関連する法律上の要件の遵守及び準拠、例えば、EUDR の第2条及び第3条に規定されている森林減少フリーの定義及び2020年12月31日を期限とすることの整合性
- 関連製品の合法性及び森林減少フリー要件に関する不適合リスクの評価
- 関連製品の追跡可能性(地理的位置情報に基づく土地特定を含む。)
- 管理の連鎖(CoC)モデル内で、原産地が明らかな材料と原産地不明の材料が混合する可能性(EUDR 上は認められていない。)¹⁷。CoC 認証を受けた関連製品は、様々な供給源からの認証材及び非認証材の混合を含む可能性もあり、その場合、非認証部分のチェックが実施されたか否か、及びそのチェックにより、EUDR 要件を遵守していることの十分な証拠が提供されたか否かに関する情報を入手しなければならない。したがって、関連製品全体についてデュー・ディリジェンス手続きを完了させる必要がある。
- 適合製品が原産地不明の製品と混合している場合(EUDR 上は認められていない。)に、マスバランスを使用する可能性¹⁸
- 第9条に規定される「十分に決定的かつ検証可能な」証拠を伴う必要情報を提供できるかどうか。

第二に、2)「スキームによる実施」に基づき、事業者は以下を考慮すべきである。

- スキームのガバナンスに関する情報へのアクセス、ステークホルダーのスキームへの関与、及び監査の要約に関する情報へのアクセスのしやすさ

¹⁷ 一部のスキームでは、通常ラベルに記載されている関連製品の特定割合が認証基準を満たしている場合に限り、認証を認めるものもある。このような場合、事業者は、非認証部分の検査が実施されたか否か、また、非認証部分についても、地理的位置及び森林減少フリーという要素を遵守していることの十分な証拠を提供しているか否かに関する情報を入手することが重要である。

¹⁸ 一部のスキームでは、マスバランス方式の CoC が使用されているときは、認証を許可している。ただし、このような混合製品は EUDR には準拠していない。EUDR においては、一定の割合に基づく混合製品やマスバランス方式の CoC を除き、上記の要素に完全に適合した製品のみが認められている。

- 認証取得者に関する無料かつ一般公開のデータベース、その適用範囲、有効性、認証ステータスの一時停止又は終了の日付、及び関連する監査報告書
- 認証又は第三者検証スキームが、それぞれの独自の基準、ルール及び手続きを遵守しているかに関する透明性のある定期的、無作為かつ独立したチェック(監査によるものを含む。)
- サプライチェーン全体にわたる認証材の数量と出所の管理(例えば、製品又はサプライチェーンの追跡可能性に関する情報を検証するための解剖学的、化学的、又は DNA による分析の利用を含む。)
- サプライチェーン全体にわたる数量検証のための効果的な管理¹⁹
- 異なる種類のスキームを参照する類似のスタンプ/クレームの使用
- 関連産物又は製品の原産国において、当該認証又は第三者検証スキームの欠点や問題の可能性に関する既存の実証された報告書
- 当該認証又は第三者検証スキームを使用している所定の生産者や取引業者に関する既存の実証された報告書

3)「スキームのガバナンスについて」に基づき、事業者は以下の要素を考慮する必要がある。

- 潜在的な利益相反
- 不正及び汚職に関する管理の程度及びその結果
- 認証スキーム又は第三者検証スキームが国際規格又は欧州規格(例えば、関連する ISO ガイドなど)に適合していること
- 違反の場合の結果及び制裁、並びに是正措置が講じられるまでの認証の一時停止の観点も踏まえた是正措置、また、製品に対する認証発行の認可の取り消し及び回復手続きの迅速性も考慮すること
- ステークホルダー・エンゲージメントに関する規定の盛り込み、(該当する場合は)小規模農家のスキームへの参画を可能たらしめ、促進すること。
- 認定機関としての、関連する認証サービス又は検証サービスを提供する第三者機関の独立性に関する情報。スキーム、スキーム傘下の監査人、又は保証手続きを実施するためにスキームが起用する第三者監査人からの保証又は表明は、他と切り離して依頼すべきではなく、又は決定的なものとみなすべきではない。その他の関連するステークホルダー(スキーム参加者、労働組合、労働者及び小規模農家組合、市民社会及び非政府組織、第三者監査・保証機関など)の意見が合理的に入手可能であれば、それらを考慮すべきである。

b) 背景情報

認証及び第三者検証スキームは、そのガバナンス・モデル(政府による運営か否か)によって、公的又は民間のものである。また、法的拘束力の有無によって、義務的又は任意的なものとなり得る。民間のスキームは、事業者が任意に利用するものであるが、公的なスキームは多くの場合(必ずではないが)義務的なものであり、製品の調達元である国によって

¹⁹ サプライチェーンに未知の、又は許可されていない産物が混入していないことを証明するために、CoC 認証が用いられることがある。これらは一般に、許可された産物及び製品のみが「重要管理点」においてサプライチェーンに入ることを保証し、製品が原産地ではなく、その前の保管者(その保管者もまた、CoC 認証を保有していなければならない)まで遡ることができる。CoC 認証を取得した製品は、様々な供給源からの認証材とその他の許可材の混合を含む可能性がある。CoC 認証を利用するときは、事業者はすべての材料が EUDR の要件を満たしていることを確認し、要件を満たさない材料が混入しないよう管理を徹底する必要がある。

設立されている。公的及び民間の認証スキーム及び第三者検証スキームはいずれも、認証を通じて優れた環境基準を評価することを目的としているため、その多くが世界の農業生産の持続可能性の向上に重要な貢献を行ってきた。

それにもかかわらず、EUDR に先行する影響評価では、他の関連研究に基づき、こうした制度に関する多くの懸念事項が特定された。それらには、このようなスキームに関して、透明性のレベルが様々であること、ルール、手続き及び品質保証システムが異なることのほか、監視、情報及び執行に関連する懸念事項が含まれる。また、長年にわたる運用において、CoC システムの効率性や完全性、不正行為に対するその脆弱性についても、懸念が示されてきた。さらに、独立監査の欠如は、特定の民間スキームの弱点となっている。森林セクター及び木材由来製品の認証・検証スキーム委員会が委託した特定の調査でも同様の結果が出ており、透明性の欠如、偏りや誤解を招く情報の危険性を指摘している²⁰。

拘束力のある措置を伴う義務的な公的検証スキームは、対象範囲及び実施の両面において、高い基準を含むことができる。スキームの対象外となる経済事業者の存在によって生じる抜け穴や漏れを回避するためには、国内のすべての経済事業者(上市及び輸出の両方を含む。)を対象とすることが重要である。また、経済規模により、中小企業は大規模な事業者と比べて、認証取得において不利な立場にあるため、重要と認識されることが多いコストの問題を克服するために必要な支援を提供することで、小規模農家をより上手く取り込み得る。

民間スキーム及び公的スキーム両方の信頼性及び妥当性に関して、その基準のすべての適用要素は、特に森林減少フリーの定義、地理的位置情報の要件、生産の透明性及び生産の合法性に関して、EUDR に沿ったもの(EUDR と同レベルかそれ以上)でなければならない。

これに関連して、すべてのスキームが、関連産物の生産の合法性に関する基準及び評価を伴うものではないことに留意することが重要である。したがって、スキームがどのような合法性要件をカバーしているかを確認することが重要であり、対象となる法律、及びコンプライアンスの評価に用いられる基準や指標の両面から確認する必要がある。例えば、生産国において関連する「法律」又は「合法的」とみなされるものの定義や違法性のリスクを評価するために考慮しなければならない指標は、スキームによって異なる場合がある。

また、顧客の要求を満たすために認証の取得を目指す、又は認証製品を入手して使用するサプライチェーン関係者の直接的な参画を含む、内部の意思決定及びガバナンスもまた、関連スキームの実施、執行及び信頼性に影響を与える要素である。

EU 市場での取引拡大及び EUDR の遵守をさらに促進するため、経済事業者が EU 市場において製品を上市し入手可能にするためのデュー・ディリジェンスを実施する際に参照できる、また、管轄当局が関連のチェックを実施する際に参照することができる、既存スキームの範囲に関する透明性のある情報を提供するための認証スキームのリポジトリが設置される予定である。

あらゆる形態の認証及び第三者検証の関連要素をさらに検討するために、欧州委員会の影響評価²¹、EU の農産物及び食料品の任意認証スキームに関するベストプラクティス・ガイ

²⁰ 欧州委員会、報告書：[森林セクター及び木材由来製品の認証・検証スキームに関する研究、EU 出版局、2021 年。](#)

²¹ 欧州委員会、SWD (2021) 326 final.

ドライン²²及び欧州委員会の森林セクター及び木材由来製品の認証・検証スキームに関する研究²³の所見を参照されたい。

11. 農業利用

1. はじめに

EUDR 第 3 条(a)は、関連産物及び関連製品が森林減少フリーである場合を除き、これらを EU 市場に上市し、市場において入手可能にし、又は EU 市場から輸出することを禁止している。第 2 条 13 号(a)は、「森林減少フリー」を、2020 年 12 月 31 日以降に森林減少のない土地で生産された関連産物を含む関連製品、そのような関連産物を飼料として与えられた関連製品、又はそのような関連産物を利用して製造された関連製品と定義している²⁴。第 2 条 3 号によれば、「森林減少」とは、人工的に引き起こされたか否かにかかわらず、森林の農業利用への転用を意味する。

EUDR の前文 36 項は、特に農業利用を目的としない土地への森林転用に関連して「農業利用」の定義の解釈を明確にするために、欧州委員会はガイドラインを作成すべきであると説明している。自然再生に関する規則²⁵の前文 31 項も、かかるガイドラインに言及している。

したがって、本章の主な目的は以下のとおりである。

- 森林の定義、EUDR における「森林」の定義に用いる面積、平均樹高及び樹冠被覆の技術的パラメータを、特に、樹木が農業区域に隣接する又は重なっている場合において明確にすること。(セクション 3)。
- EUDR 第 2 条 5 号における「休耕農業区域」及び「農業用プランテーション」の意味を明確にすること。特に、例えば、休耕地、休閑中地、又は特定の苗床のために使用されている農地は、土地の形質とは無関係に、第 2 条の目的上、引き続き「農業利用」として扱われることを明確にし、森林の農業区域への転用条件を明確にすること(セクション 3 及び 4)。
- 2020 年 12 月 31 日(EUDR 第 2 条 13 号に定める基準日)以降に樹木の被覆が確認されているにもかかわらず、その区域を「農業利用」されているとみなすべき状況に関するガイダンスを提供すること(セクション 4)。
- 「森林」の定義に該当する地域が、「農業利用」ではなくその他の土地用途へ転用されたときとみなされるべき状況を明確にすること。特に以下の場合をいう。
 - 侵略的外来種の侵入・拡散による生物多様性への悪影響を防止、最小化、低減又は食い止めるための、他の土地用途への転用。

²² OJ C 341, 16.12.2010, p.5-11.

²³ 欧州委員会、報告書：[森林セクター及び木材由来製品の認証・検証スキームに関する研究、EU 出版局、2021 年。](#)

²⁴ 本章では、特に農業利用の定義を扱っており、第 2 条 13 号(b)が定める「森林減少フリー」の他の要素、すなわち木材を含有する又は木材を原料として製造された関連製品が森林劣化を誘発せずに伐採されたものであることについては、本章の適用範囲外である。

²⁵ OJ L, 2024/1991, 29.7.2024, ELI:<http://data.europa.eu/eli/reg/2024/1991/oj>

- 自然及び生物多様性の保護・回復に関する国際条約に由来する義務を実施する保護又は再生計画で義務付けられている、(例えば、保護放牧など)広範囲に管理されている半自然植生への転用。
- 森林火災の防止又は再生可能エネルギーの導入のための転用(セクション2及び4.a)。

•適用される EU 法規及び説明文書に規定され国際レベルで合意された定義を考慮し、EUDRにおける「農業利用」の解釈を行うこと(セクション4、4.c及び4.d)

•アグロフォレストリー・システム、アグロシルヴィカルチュラル・システム、シルヴォパストラル・システム及びアグロシルヴォパストラル・システムなど、EUDRの定義に該当する樹木の被覆を伴う区域の複合的・相乗的利用を明確にすること(セクション4.d)

•同じ区域における異なる形態の土地利用、並びに地籍図及び土地登記簿の使用を明確にすること(セクション5)。

2. 農業利用を目的としない土地への森林の転用の明確化

関連法規：EUDR - 前文36項、第2条3号、5号、13号 - 定義、第3条(a) - 禁止事項

EUDR第2条3号によれば、「森林減少」とは、森林から農業利用への転用を意味し、EUDR第2条4号で定義される「森林」(セクション3において詳しく論じる。)から、EUDR第2条5号で定義される「農業利用」(セクション4、4.c及び4.dにおいて詳しく論じる。)への土地の用途変更として理解されるべきである。この点に関して、農業利用への転用の程度は関係がなく、森林減少が2020年12月31日以降に発生した場合は、かかる転用により、当該土地で生産された対象範囲の産物は非適合となる。

ある区域を「森林減少のあった」区域に分類する際は、森林が特定の用途及び目的のために転用されたか否かという客観的な基準に基づくものとする。これは、法律上登録された用途及び土地区画の地理的境界とは、又は、森林減少の原因が誰又は何であるかとは無関係である。

本規則の目的上、「農業利用」の定義に該当しない他の土地用途への森林転用は、この転用が「森林減少」の定義に該当しないことを意味する(セクション4の「農業利用」に関する詳細情報を参照されたい)。これには、電線、道路、都市、居住地などの都市インフラ用区域への森林転用、非農業工業用地又は再生可能エネルギー導入のための森林転用が含まれる。

森林の転用は、当該転用及び転用後の土地利用の主たる用途が農業利用ではなく、例えば、再生可能エネルギーの導入、産業利用、生物多様性の回復、森林火災の防止、極端な気候条件下の動物福祉、侵略的外来種の管理を目的とする場合にも、EUDRの「森林減少」の定義には該当しない。転用及び転用後の土地利用の主たる用途を支えるために不可欠な場合(セクション4.aを参照されたい)、又は農業活動が森林の主要な用途を変更しない場合(セクション4.bを参照されたい)、付随的に農業活動が生じてよい。

規定の執行責任は各加盟国にある。これらのガイドラインを個々のケースに適用する際に、加盟国は、条約の関連規定も考慮して、各ケースの具体的な状況が適切に考慮されるよう確保しなければならない。活動が無視できる程度である場合には、問題となるあらゆる状況を考慮した上で、比例原則を尊重すべきである。

3. 「森林」の定義

関連法規：EUDR - 第2条4号 - 定義

EUDR 第2条4号によれば、以下の特徴が当てはまる場合、その区域は「森林」とみなされる。

- **0.5ヘクタール以上の土地** - これは、樹冠被覆の外周で表される樹木の面積が0.5ヘクタール以上に達することを意味する。
- **5メートル以上の高さの樹木** - これは、樹木の頂点が平均で5メートル以上に達することを意味する。
- **樹冠率10%以上** - これは、樹木の群生地を形成する樹木の樹冠率はその樹木の群生地が占める面積の10%を超えることを意味する。
- **元の状態で閾値に到達可能な樹木** - これは、樹冠率10%、樹高5メートルには到達していないが、到達が見込まれる若木がある区域を意味する。特に、森林管理実務の一環としての皆伐又は自然災害により一時的に植林されていないが、再生が期待される区域を含む。
- **主たる用途が農業利用又は都市用の土地利用である土地の除外** - これは、樹木が存在し、かつ他に主たる土地用途がないことの両方によって森林が決定されることを意味する(後述及びセクション4も参照されたい)。

土地の全範囲、平均樹高及び樹冠率の特徴は、存在しているか、又は元の状態で同時にこれらの閾値に到達できるものでなければならない。

EUDR の文脈において、例えば都市部の公園及び庭園の場合、森林の定義の閾値に達しているかどうかにかかわらず、主たる用途が「**都市用の土地利用**」であるとみなされるべきである。主たる「**農業利用**」については、セクション4を参照されたい。

定義における特徴を満たしていることを前提に、「森林」の区域には以下が含まれるが、これらに限定されるものではない。

- 林道、防火帯及び他の小さい空地など、森林に囲まれた又は林業に使用するために森林と厳密に結びついた区域。ただし、別個の不動産上に設置されている場合を除く。
- 通常10年以上放置され、樹木が再生して「森林」の基準に達した土地(セクション4の「休耕地及び一時休閑地」を参照されたい。)
- 潮間帯のマングローブ(この区域が陸地として分類されるか否かを問わない。)
- 森林所有者自身の需要を満たすために、森林区域内で栽培される森林種の苗床
- 法律上指定された森林地外で、「森林」の定義基準を満たす区域。

「森林」の定義には、農業生産システムにおける樹木の群生地は含まれない。詳細については、セクション4.c及び4.dを参照されたい。

4. 「農業利用」の定義及び例外

関連法規：EUDR - 第2条5号 - 定義

EUDR 第 2 条 5 号によれば、土地利用の目的が農業である場合、その区域は「農業利用」されているとみなされる。

a) 農業目的の明確化

第 2 条 5 号によれば、以下の場合、土地は、(特に)農業を目的として利用されている。

- EUDR 第 2 条 6 号に定義されている**農業用プランテーション**。「農業用プランテーション」に関するより詳細な説明は、セクション 4.c を参照されたい。
- **休耕農業区域** - 休耕農業区域は、本セクションで後述する「一時休耕地」と合わせて検討すべきである。
- **家畜の飼育** - 一時的又は恒久的な放牧地、並びに家畜を飼育・収容するための農場建物が含まれる。

「農業用プランテーション」、「休耕農業区域」及び「家畜飼育用地」の区分は、「農業利用」の例を網羅的に列挙したものではないことに留意すべきである。

本規則において、農業用地とは、以下の土地利用区分を指すものと理解すべきである。

- **一時的作物耕作地**とは、通常 1 年未満の成長サイクルの作物(複数年にわたる一時的な作物を含む)に使用されるすべての土地を意味する。
- **一時的草地及び牧草地**とは、5 年未満の期間にわたり継続して牧草や飼料作物の耕作又は刈り取りに耕作された土地を意味する。
- **休耕地及び一時休耕地**とは、再耕作、放牧又は他の農業活動に使用する前に、長期間耕作を休止している農地を意味する。これは、農業経営の輪作システムの一環である場合や、武力紛争、洪水被害、水不足、資金不足といった経済的、社会的(病気、後継者問題)若しくは法的理由(訴訟など)を含む正当な理由や例外的な状況による場合がある。注：休耕地又は休耕地は、通常[10]年間引き続き「農業利用」されているとみなすべきであるが、上記のいずれかの理由により農業活動が再開できなかったことを証明した場合は、これよりも長い期間引き続き「農業利用」されているとみなすことができる。申告に係る理由は、その土地が休耕又は一時休耕地の状態にあった全期間に対応するものでなければならない。かかる証明がなされた場合、その土地は、国内法で正式に森林と指定されていない限り、継続的に農業利用されているとみなすべきである。
- **永年作物耕作地**とは、数年間(通常 5 年以上)植え替えを必要としない長期作物で耕作された土地を意味する。永年作物耕作地には、セクション 4.b で述べる保護被覆下での永年作物の栽培に使用される土地も含まれる。
- **恒久的草地及び牧草地**とは、5 年以上の期間にわたり継続して動物の放牧又は耕作若しくは自然栽培による飼料作物の栽培に使用されている土地を意味する。
- **農場建物及び庭用地**とは、稼働中の農場建物(格納庫、納屋、貯蔵庫、サイロ)、畜産用の建物(厩舎、牛舎、羊小屋、鶏舎)及び農場の庭が占める地表を意味する。
- (i)土地区画が 2020 年 12 月 31 日より前に上記のとおり「農業利用」されていたこと、及び(ii)2020 年 12 月 31 日の前後に生産者が短期輪作雑木林の植え付け、その土地の一時的な植林への専念を決定した場合に、その土地が森林管理計画又はその土地区画での森林管理若しくは森林保護を義務付ける法規の適用範囲に含まれないことの両方が十分に決定的な証拠によって証明できる場合、その土地区画は EUDR の目的上引き続き農業利用されているとみなされ、生産者はその土地区画で農業活動を継続することができる。

- 上記の農地利用区分には、生物多様性又は環境上の理由から奨励されている景観要素が占める地表も含まれ得る。

森林再生、外来種管理、森林火災防止、動物福祉、再生可能エネルギー導入

以下に列挙する主要目的のうちの 1 つ又は複数の目的で転用された土地は、その転用が以下の目的で行われた場合には、農業利用に転用されたと理解すべきではない。

-厳密に必要な範囲に限定され、かつ防止計画、管理計画又は公的義務を根拠とする場合に、侵略的外来種の侵入・拡散による生物多様性への悪影響を防止、最小化、低減又は食い止めるため。

-厳密に必要な範囲に限定され、かつ防火計画、森林管理計画又は公的義務を根拠とする場合に、森林火災を防止し、又は森林火災のリスクを最小化・低減するため。

-動物福祉を確保するため、動物を収容する(恒久的及び非恒久的な)構造物の建設が必要であり、かつ建設に必要な最小限の面積に限定されている場合、及びこの活動が周辺地域の森林としての分類に影響を与えない場合に、動物福祉法の遵守を確保するため。

-生物の多様性に関する条約(Convention on Biological Diversity)及び昆明・モン트리オール世界生物多様性枠組(Kunming-Montreal Global Biodiversity Framework)といった自然、生物多様性保護及び森林再生に関する世界的な多国間協定に由来する義務を履行する保全又は再生計画(例えば、保護区域の管理計画又は国若しくは地域の自然再生計画など)で義務付けられている場合に、生物多様性の価値が高い生態系(例えば、特定の種類のヒース原野、湿地帯又は草原など)の再生及びその後の保全管理を確保するため。

-再生可能エネルギーを導入するため(例えば、風力発電所、太陽光発電所の設置など)。

付随的な農業活動が転用の主要目的及び転用後の土地利用を裏付けるために不可欠な場合であっても、同様である。

b) 主たる土地利用の明確化

第 2 条 4 号によると、主たる土地利用が農業である場合、その土地は、「森林」の定義には該当しない。

EUDR の文脈においては、第 2 条 4 号の「森林」の定義で言及されている除外の目的上、以下の場合(例示)には「農業利用」が主たるものとみなされるべきである。

- 原生林の区分に該当しない樹木に覆われた区域(例えば、半自然牧草地又は樹木の被覆が変化する自然牧草地など)での季節的(例えば、夏期放牧など)又は一時的な放牧
- 気候条件(例えば、一時的な積雪など)により、林間放牧又は林業的農業の実施が年間のある特定の期間に限定される場合は、その利用が主たる用途であるとみなすことができる。
- 主に農業利用(例えば、放牧など)が行われている区域において、様々な環境上又は生物多様性の目的で保護樹木群を設置すること。当該区域が「森林」の定義の範囲に入る場合も同様である。

上記の場合は、「農業利用」に該当しない森林再生又は侵略的外来種管理のための転用における付随的な農業活動とは異なる(上記参照)。

これに対し、EUDRの目的上、「農業利用」は、例えば、副産物(例えば、コーヒーなど)の小規模生産や、森林における不定期の広範な放牧又は小規模な放牧が不定期に行われる場合など、生産及び関連活動が森林の生息環境に悪影響を及ぼさない限りは、「農業利用」が主たる用途であるとみなすべきではない。

c) 「農業用プランテーション」の定義

関連法規：EUDR - 第2条6号 - 定義

「農業用プランテーション」は、EUDR 第2条5号に定める「農業利用」の定義に含まれる。

まず、EUDR 第2条6号の「農業用プランテーション」の定義は、果樹プランテーション、アブラヤシプランテーション、オリーブ果樹園といった農業生産システムにおける樹木の群生地」を指し、セクション4で述べた永久作物を含む耕作地を指す。

次に、この定義は、セクション4.dで説明する「樹木の被覆下で作物が栽培されるアグロフォレストリー・システム」でも言及しており、主たる土地利用が変化しない場合の例外と合わせて読む必要がある。EUDR 第2条6号はさらに、木材以外の関連産物のプランテーションはすべて「農業用プランテーション」という用語に包含されるため、これらのプランテーションは「農業利用」の定義に該当することを明確にしている。

最後に、EUDR 第2条6号では、農業用プランテーションは「森林」の定義から除外されると定めている。つまり、農業用プランテーションの基準を満たす区域は、ゴム又はアブラヤシといった樹木を含んでいる場合でも、森林の定義には該当しないということである。

d) 「アグロフォレストリー・システム」の明確化

関連法規：EUDR - 前文37項及び第2条6号 - 定義

FAOの文書²⁶によれば、「アグロフォレストリー」とは、木質多年生植物(樹木、低木、ヤシ、竹など)を、農作物及び/又は動物と同じ土地管理単位において、何らかの空間的配置又は時間的順序で意図的に利用する土地利用システム及び技術の総称である。アグロフォレストリー・システムでは、異なる構成要素の間に生態学的な相互作用と経済的な相互作用の両方が存在する。アグロフォレストリー・システムには、同時進行型と順次進行型の2種類の基本システムがある。同時進行型システムでは、樹木、作物及び家畜が同じ土地区画で一緒に生育するのに対し、順次進行型システムでは、作物と樹木が同じ空間の大部分を交互に占めることで、競合を最小限に抑えている。

アグロフォレストリーは、土壌肥沃度の向上、土壌侵食の低減、流域管理の改善、又は家畜への日陰・食料の提供といった、農業活動を補完する特定の林業活動を指すこともある²⁷。

前文37項は、FAOの定義が、アグロフォレストリー・システムを森林としてではなく農業利用とみなしていること、樹木の下で作物が栽培される場合や、農林混合経営、林畜混合経営、農林畜混合経営など、様々な状況を包含していることを思い起こさせる。

²⁶ FAO 2003年土地所有に関する多言語シソーラス 第7章 農業、牧畜業及び林業における土地

²⁷ FAO 2020年世界農業センサスプログラム 第1巻、120頁、第8.12.12号及び第8.12.13号

EUDR 第 2 条 4 号における「森林」の定義では、主たる用途が「農業利用」である土地は除外されているため、土地が前文 37 項に明記された目的のために「アグロフォレストリー・システム」を主目的として利用されている場合には、その土地は「森林」とみなされないと推測できる。この場合、本規則の目的上、その土地は「農業利用」とはみなされるはずである。森林再生におけるアグロフォレストリー活動を含む付随的な農業活動については、セクション 2 を参照のこと。

5. 同一区域内に複数の土地利用形態がある場合の土地利用の明確化及び土地登記簿及び地籍図の利用

土地区画に「森林」の定義に該当する区域と「農業利用」の区域の両方が含まれる場合、この 2 つの区域は別個に検討される。「森林」の定義の基準を満たす区域は、本規則の適用範囲に含まれるが、「農業利用」の基準を満たす区域は、転用の観点から本規則の適用範囲には含まれない。

定義上「森林」とみなされる土地部分よりも、農業利用されている土地部分の方が広いか否かは関係がない。すなわち、例えば、10 ヘクタールの土地に、客観的基準により森林とみなすことができる 2 ヘクタールの区域が含まれており、8 ヘクタールが農業利用で耕作されている場合、その 2 ヘクタールの森林は、それが土地全体の 20%しか占めていないとしても、森林として分類される。

ある土地が森林であるかどうかの評価をする際には、土地登記簿や地籍図の指定よりも、実際の森林特性が優先されるべきである。過去の農業利用を証明するためには、土地登記簿及び地籍図が衛星データを補完するさらなる要素となる。また、森林管理計画及び指定森林区域の登記簿は、特に森林管理作業、自然災害又は植林の初期段階により一時的に樹木がなく裸地となっている地域であるかどうかを判断する際に役立つ。欧州委員会が提供する EU 観測システム(EU Observatory)²⁸は、2020 年の世界の森林被覆を判断するために、すべてのステークホルダーが無料で利用できるツールである。ただし、同観測システムは、非排他的かつ非強制的なものであり、法的な意味もない。公的及び民間のステークホルダーは、デュー・ディリジェンスの実施や確認の目的に適していると判断した地図やその他のデータを自由に利用することができる。

²⁸ EU 森林減少・森林劣化観測システム：<https://forestobservatory.ec.europa.eu/forest/gfc2020>.